第3編 風水害対策計画

この計画は、本町で発生すると考えられる風水害に対し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、町民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定されたものである。

第1章 風水害対策の総則

風水害対策の方針を策定するため、これまでの本町に係る浸水被害履歴、はん濫シミュレーションの結果を勘案して、起こりうる最大規模の風水害を想定して対策の目標を設定した。

第1章 風水害対策の総則

第1節 風水害被害想定

第2節 風水害対策の基本方針

第1節 風水害被害想定

本町では、本町において起こりうる水害被害の程度を把握するため防災アセスメントを行い、 過去の水害履歴並びに国土交通省及び埼玉県が行った伊奈町に影響を及ぼすと想定される荒川、 利根川及び中川流域のはん濫シミュレーションの結果を用いて検討を行っている。



第1 過去の水害履歴

国土交通省河川局の水害統計調査及び埼玉県熊谷地方気象台の埼玉県気象災害の資料等を用いて、昭和39年から令和2年における本町に係る水害実績をとりまとめた。

水害履歴及び浸水実績について整理した結果を以下に示す。

水害統計調査等による本町関連の水害履歴からは、昭和 39 年から令和 2 年においては台風や 大雨により多少の浸水被害が生じるものの大きな被害の発生はないことが分かる。

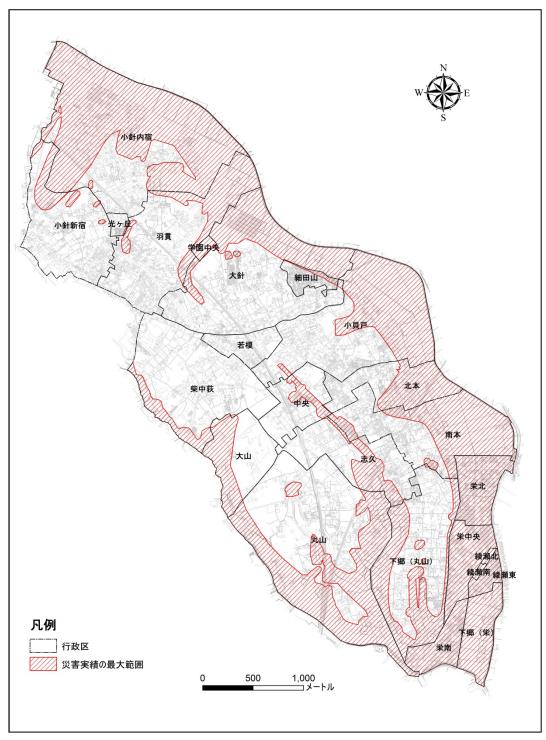
■風水害等履歴 (本町関連)

			水害	区域面積	(m²)	被	害家原	屋棟数	数 (核	()		災 数	i	皮災数	ţ	一般道	資産等被	害額(日	-円)
年次	異常気象名(発生月日)	河川海岸名	農地	宅地 その他	計	툣	庄	半壊	全壕流失	計	床	床	事業所	従業者	農強温家	一般 資産	営業停止損失	農作物	計
昭和46年	台風23. 25. 26号及び秋雨前線 豪雨(8. 27-9. 13)	綾順川	0	0	0	26	0	0	0	26	0	0	0	0	0	791	50	0	841
昭和56年	豪雨と台風第15号(8.21-8.23)	内谷排水路	0	10,000	10, 000	10	0 0	0	0	10	10	0	0	0	0	1, 336	85	0	1, 421
昭和56年	台風第24号. 風浪と豪雨 (10.19-10.25)	内谷排水路	0	15, 000	15, 000	15		0	0	15			0	0	0	2, 078	132	0	2, 210
		大里排水路	0	8,000	8, 000	3	1	0	0	4	3	1	1	5	0	5, 597	357	0	5, 954
		大排水路	0	4,000	4, 000	1	. 0	0	0	1	1	0	0	0	0	178	11	0	189
		津地排水路	0	4,000	4, 000	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	298	18	0	316
		西浦排水路	0	5, 000	5, 000	0	1	0	0	1	0	1	1	6	0	6, 405	408	0	6, 813
	計		0	36, 000	36, 000	21	. 2	0	0	23	21	2	2	11	0	14, 556	926	0	15, 482
昭和58年	豪雨、風浪と落雷(8.23-9.13)	荒久排水	0	1,000	1, 000	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	598	38	0	636
		内谷排水路	0	4,000	4, 000	23	19	0	0	42	22	19	1	9	0	19, 209	1, 226	0	20, 435
		西浦排水	0	10, 000	10, 000	30	0	0	0	30	30	0	0	0	0	4, 036	257	0	4, 293
	-11	前田排水路	0	1,000	1,000	1	0	0	0	1	1	0	1	2	0	1, 484	94	0	1, 578
	計		0	16, 000	16, 000	57	19	0	0	76	56	19	2	11	0	25, 327	1, 615	0	26, 942
昭和60年	豪雨及び台風第6号 (5.27-7.24)	Л	0	2,000	2, 000	9	0	0	0	9	2	0	7	68	0	80, 733	5, 153	0	85, 886
昭和61年	台風第10号及び豪雨 (8. 2-8. 10)	綾瀬川	0	1,000	1, 000	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	312	19	0	331
		原市沼川	0	2,000	2,000	12	1	0	0	13	12	1	0	0	0	2, 083	132	0	2, 215
		原市沼川	0	7,000	7, 000	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	375	23	0	398
		津地排水路	0	1,000	1,000	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	312	19	0	331
		栄北排水路	0	1,000	1,000	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	499	31	0	530
		栄中央排水路	0	1,000	1,000	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	390	24	0	414
	計		0	13, 000	13, 000	25	1	0	0	26	25	1	0	0	0	3, 971	248	0	4, 219
昭和61年	台風第15号及び豪雨・風浪・落 雷(9.2-9.13)	原市沼川	0	1,000	1, 000	1	. 0	0	0	1	1	0	0	0	0	141	8	0	149
		原市沼川	0	1,000	1,000	5	0	0	0	5	5	0	0	0	0	624	39	0	663
	計		0	2,000	2,000	6	0	0	0	6	6	0	0	0	0	765	47	0	812
昭和62年	豪雨・落雷(8.16-8.18)	内谷排水路	0	100	100	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	401	25	0	426
平成元年	豪雨(7.24-8.7)	大字小室地区 大字小針新宿地	0	500	500	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	433	27	0	460
		区	0	800	800	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	1, 103	70	0	1, 173
	計		0	1, 300	1, 300	2	1	0	0	3	2	1	0	0	0	1, 536	97	0	1, 633
平成元年	豪雨. 台風17号(8.24-8.29)	大字羽貫地区	0	400	400	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	605	38	0	643
平成3年	台風17号~19号豪雨風浪 (9.11-9.28)	綾瀬川	0	40, 000	40, 000	112	3	0	0	115	112	3	1	34	0	109, 018	6, 958	0	115, 976
平成5年	台風11号(8.25-8.28)	綾瀬川	0	90, 000	90, 000	23	0	0	0	23	23	0	9	56	0	82, 814	4, 968	0	87, 782
平成6年	前線 (9.7-9.19)	河川海岸以外	0	15, 000	15, 000	5	3	0	0	8	4	3	0	0	0	4, 770	286	0	5, 056
平成7年	豪雨(7.31-8.11)	無名河川 小針新宿、小針内	0	688	688	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	771	46	0	817
平成18年	(12. 26)	宿、羽貫、大針、 小室	1, 535, 000	8, 000	1, 543, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
平成20年	(8. 28)	大針、小室、栄	160,000	120, 000	280, 000	10	2	0	0	12	0	0	0	0	0				
平成21年	(10.7)	小室、栄	160, 000	36, 000	190, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
平成25年	台風26号(10.15-17)	小室、栄	0	1, 449	1, 449	7	0	0	0	7	7	0	0	0	0		6, 227	0	6, 227
平成27年	梅雨前線豪雨 (6.13-6.20)	大針、小室、栄	0	7, 724	7,724	15	13	0	0	28	14	10	0	0	0		50, 735	0	507
平成29年	台風第3号 (7.3-7.7)	大針、小室、栄	0	729	729	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0		3, 652	0	3, 652
	台風第21号(10.19-10.24)	大針、小室、栄	0	687	687	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0		2, 899	0	2, 899
A # - :	計	+处 ·· 字 · ×	0	1, 416	1, 416	7	0	0	0	7	7	0	0	0	0		6, 551	0	6, 551
令和元年	台風第19号(10.11-10.15)	大針、小室、栄	0	18,679	18, 679	38	1	. 0	0	34	38	1	0	0	0		32, 655	0	32, 655

本町における浸水実績として、国土交通省江戸川河川事務所による中川・綾瀬川流域浸水実績図、平成8年伊奈町防災計画基礎調査作成された災害履歴図、平成23年度伊奈町都市計画基礎調査で作成された浸水実績図を用いて、これら浸水区域を重ね合わせ浸水実績図を作成した。

浸水実績図を見ると、過去本町において浸水のあった区域は、綾瀬川に沿った区域、南側の 蓮田市との境界から上尾市との境界に沿った区域及び本町丸山地区と下郷地区との境界の地 盤の低い区域などである。

■過去の浸水実績区域図



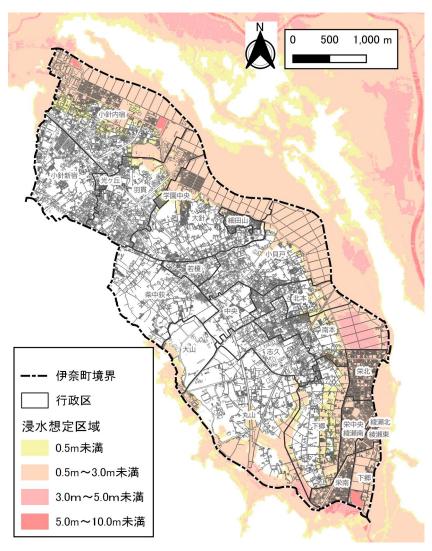
第2 浸水想定区域

本町では、荒川、利根川、中川流域においてはん濫した場合に浸水が想定されている。各河川における想定されている降雨量は、以下に示すとおりである。

河川名	想定される総雨量	作成者
荒川	荒川流域の 72 時間総雨量 632 mm	国土交通省関東地方整備局
		荒川上流河川事務所
利根川	利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491 ㎜	国土交通省関東地方整備局
		利根川上流河川事務所
中川流域	中川流域の 48 時間総雨量 596 mm	埼玉県県土整備部河川砂防課

この浸水想定区域は、上記の河川及び流域の浸水想定区域図を重ね合わせたものであり、本町の過去の浸水実績とほぼ対応している。

■浸水想定区域図(本町関連)



2.1 本町における浸水想定区域

本町の浸水想定区域図をもとに、地区、防災ブロック及び行政区ごとの浸水面積及び浸水割合を算出した。

浸水想定区域は、本町の37.4%に及び、なかでも防災ブロックの栄ブロックは、地域全域に わたり浸水すると予想される。また、浸水深を5段階区分した結果から、浸水区域内の建物の うち約9割が床上浸水(浸水深0.5m以上)すると予想される。

区ごとの浸水想定区域を以下に示す。

■浸水想定区域

₩.	Π + <<<		行政	区面積(kn	ีก้)	浸水	面積(km)	浸7	k割合(%)	
地区	防災 ブロック	行政区	行政区	防災 ブロック	地区	行政区	防災 ブロック	地区	行政区	防災 ブロック	地区
		大 針	1.46			0.52			35. 6		
	大針	細田山	0.10	1. 59		0.02	0.56		15. 2	35. 0	
北		学園中央	0.03			0.02			72. 0		
部		羽貫	1.03		5. 42	0. 28		2. 10	27. 4		38. 5
цр	小針	小針新宿	0.76	3. 83		0.00	1.53		0.1	39. 9	
	√1.页	小針内宿	2.00	3. 00		1. 25	1.00		62. 3		
		光ヶ丘	0.04			0.00			0.0		
		志 久	0.56			0.00			0.2		
	本	南本	0.90	1.89		0.49	0.63		54. 0	33. 2	
		北 本	0.43			0.14			32.8		
中	中央	小貝戸	1.31	1. 65	5. 24	0.58	0. 58	1. 63	44. 2	35. 1	24. 4
部	十大	中 央	0.34	1.00	0. 24	0.00	0.00	1.03	0.0	55. 1	24.4
		柴中荻	1.07			0.00			0.4		
	柴中荻	若 榎	0.18	1.70		0.00	0.07		0.0	4. 2	
		大 山	0.45			0.07			14.8		
	丸山	丸山	1.95	2. 99		0.58	1. 05		29. 5	35. 0	
	Λιμι	下 郷	1.04	2. 33		0.47	1.00		45. 2	30. 0	
		下 郷	0.27			0.27			100.0		
南		栄 南	0.20			0.20			100.0		
部		栄中央	0.26		4. 10	0. 26		2. 16	100.0		52. 7
дβ	栄	栄 北	0.28	1. 11		0. 28	1. 11		100.0	100.0	
		綾瀬東	0.08			0.08			97. 9		
		綾瀬南	0.01			0. 01]		98.8		
		綾瀬北	0.01			0.01			100.0		
	合計		14. 76	14. 76	14. 76	5. 53	5. 53	5. 53	37. 4	37. 4	37. 4

注)行政区面積及び浸水面積はGIS(地理情報システム)で計測した値である。

■浸水深ランク別の浸水区域面積の割合

浸水深ランク	面積(km²)	割合 (%)
0.5m 未満の区域	0.49	8. 9
0.5~3.0m 未満の区域	4.60	83. 3
3.0~5.0m 未満の区域	0.38	6. 9
5.0~10.0m 未満の区域	0.05	1.0
10.0m以上の区域	0	0.0
合計	5. 53	100.0

2.2 地区別、防災ブロック別の浸水人口

浸水深及び浸水範囲に応じた浸水区域人口の推定結果を以下に示す。

浸水区域の町民は 20,103 人と推定され、総人口の 44.7%に及ぶ。そのうち、床上浸水区域の町民は 18,338 人で総人口の 40.7%、床下浸水区域の町民は 1,768 人と町民の 3.9%となっている。

防災ブロック別に見ると、全域に渡り浸水する栄ブロックの浸水区域人口が 7,442 人と最も 多く、以下順に小針ブロックの 5,847 人、本ブロックの 2,207 人、大針ブロックの 2,125 人、中央ブロックの 1,445 人となっている。

地区別に見ると、南部地区が 8,474 人と最も多く地区町民の 83.9%を占め、以下順に、北部地区が 7,972 人で 36.4%、中部地区が 3,658 人と最も少なく 28.1%となっている。

■防災ブロック別の浸水想定区域人口

[単位	人.	%]

	防災		浸水区域人口									
地区	M火 ブロック	人口	合	H	床上浸	水区域	床下浸л	K区域				
	プロググ		人数	割合	人数	割合	人数	割合				
-1レ☆17	大針	5, 718	2, 125	37. 2	1,533	26.8	592	10. 4				
北部	小針	16, 209	5, 847	36. 1	5, 138	31. 7	709	4. 4				
	本	6, 212	2, 207	35. 5	2,031	32. 7	176	2.8				
中部	中央	4, 116	1, 445	35. 1	1, 401	34. 0	44	1. 1				
	柴中荻	2,672	6	0.2	3	0. 1	3	0. 1				
南部	丸山	2, 635	1,032	39. 1	800	30. 4	231	8.8				
(刊刊)	栄	7, 459	7, 442	99.8	7, 432	99. 6	13	0. 2				
合	合計		20, 103	44. 7	18, 338	40. 7	1, 768	3.9				

■地区別の浸水想定区域人口

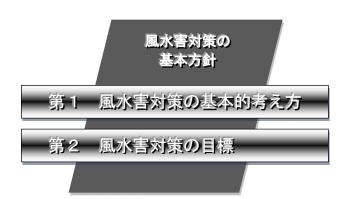
[単位:人、%]

		浸水区域人口									
地区	人口	合計	=	床上浸水	区域	床下浸水区域					
		人数	割合	人数	割合	人数	割合				
北部	21, 927	7, 972	36. 4	6, 670	30. 4	1, 301	5. 9				
中部	13, 000	3, 658	28. 1	3, 435	26. 4	222	1. 7				
南部	10, 094	8, 474	83. 9	8, 233	81. 6	244	2.4				
合計	45, 021	20, 103	44. 7	18, 338	40. 7	1, 768	3.9				

- 注1)「人口」は、住民基本台帳(外国人を含む、令和4年4月1日現在)による。
- 注2) 四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
- 注3) 丸山、栄の「人口」は建物棟数比から算出した推定値である。
- 注4)「床下浸水」は浸水深0.5m未満、「床上浸水」は浸水深0.5m以上とした。
- 注5)「割合」は、「人口」に対する割合を示す。
- 参考)「浸水区域人口」は、「伊奈町防災マップ(令和5年4月)」を基に、地区別人口(住民基本台帳: 令和4年4月1日現在)を更新して算出した。

第2節 風水害対策の基本方針

本町における風水害対策の基本的考え方及び防災対策の目標とする被害の程度を以下に設定する。



第1 風水害対策の基本的考え方

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。

本町は、これら風水害、特に影響が懸念される浸水被害に対して、具体的な浸水区域を想定した上で、より具体的かつ実効性の高い予防対策、災害応急対策、災害復旧等を行うことを目的に、 災対法第42条 (昭和36年法律第223号) の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、本町並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本町に発生した風水害から、町民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

第2 風水害対策の目標

本町の風水害対策の目標とするため、本町に起こりうる最も大きな浸水被害を、伊奈町防災マ ップ(令和5年4月、伊奈町)を参考に設定した。

これは、荒川、利根川、中川流域においておおむね 1,000 年に 1 度起こる大雨(荒川流域の 3 日間総雨量 632mm、利根川流域・八斗島上流域の3日間総雨量 491 mm、中川流域の2日間総雨量 596 mm)が降った時に堤防が決壊した場合を想定している。

それによると、本町は、綾瀬川沿い及び南部の低地を中心に37.4%の区域が浸水し、それに伴 い本町総人口の44.7%に当たる20,103人の町民が浸水被害に遭うと想定される。

そのうち、避難が必要と考えられる床上浸水区域の町民は、本町総人口の40.7%に当たる18, 338 人と想定されている。そのなかには要配慮者である乳幼児が766 人、高齢者が4,411 人、外 国人が194人含まれている。

そのため、本町は、これら区域の要配慮者を含む住民の安全避難をはじめとする防災対策を策 定する。

防災対策の目標とする要避難人口は以下に示すとおりである。

■風水害対策の目標

[単位:人、%] 要避難人口 (床上浸水区域) 総人口 要配慮者 (外国人含む) 一般町民 合計 乳幼児 高齢者 外国人 計 45,021 12, 953 194 766 4, 411 5, 371 18, 338

- 注1)「総人口」は、住民基本台帳(外国人を含む、令和4年4月1日現在)による。
- 注2) 四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
- 注3)「乳幼児」は6歳未満、「高齢者」は65歳以上としている。
- 出典)「要避難者人口」は、「伊奈町防災マップ(令和5年4月)」を基に、現在の人口(住民基本台帳:令 和4年4月1日現在)に更新して算出した。

第2章 風水害予防計画

近年、台風や集中豪雨により洪水、土砂災害(がけ崩れや地すべり等)の被害が全国各地で発生している。しかし、台風や集中豪雨の威力は計り知れない反面、事前の対策次第で被害を最小限に抑えることが可能である。

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが風水害について正しい知識を持ち、災害時に沈着に行動できる力を日ごろから身につけることが最も必要なことである。

このため、本町及び防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災思想の普及、啓発活動を行い、町民の防災意識の高揚を図るとともに、各地区の自主防災会、各事業所の充実を図ることとする。さらに、これらの組織の災害活動が十分に発揮できるように、実践的な防災訓練を積極的に実施し、町民及び自主防災組織の防災力の向上を図る。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災予防計画を準用する。)

第2章 風水害予防計画

第1節 風水害に強い都市環境の整備

第2節 風水害に強い防災体制の整備

第3節 地域コミュニティと行政 の協力による防災対策

第1節 風水害に強い都市環境の整備

本町の場合、特に大きな洪水被害はないが、最近の台風や集中豪雨の例では、今までにない記録的な降水量により大きな被害が発生しており、災害履歴の上では大きな問題はないと考えられる本町の場合でも、必要な予防対策を講ずることは重要である。

このため、本町は、流域総合治水計画を主軸とする水害予防計画を策定し、風水害に強い都市づくりを推進するとともに、風水害に対する迅速な救援・救護活動の展開と日常生活の早期復日を図るため、都市施設の安全化、防災拠点の整備、安全な避難環境の整備などを推進する。

風水害に強い都市環境の整備は、以下の施策の柱として推進する。



第1 水害予防計画

本町には1級河川の綾瀬川、原市沼川(一部、準用河川)が流れているが、治水対策の実施に伴い最近では大きな浸水被害は発生していない。

しかし、最近の台風や集中豪雨の例では、今までにない記録的な降水量により大きな被害が発生しており、最近の災害履歴の上では大きな問題はないと考えられる本町の場合でも、必要な予防対策を講ずることが重要である。



1.1 流域総合治水計画【危機管理課、土木課、上下水道課】

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

伊奈町総合振興計画においても、雨水処理対策の中で、河川・水路等の整備改修については、 公共下水道事業と十分調整を図り、排水路整備計画を策定し、総合的な治水排水対策を推進す るとともに、中川・綾瀬川流域総合治水対策事業の促進を図り、流域内の遊水・保水機能の保 持に努め、貯留浸透施設の整備を進めることが示されている。

(1) 治水整備の推進

河川の改修(町管理河川の時間雨量 50mm 程度の降雨に対する治水安全度の確保)、排水機場の整備等による河川治水施設の整備、及び管渠、雨水調整池の整備等による雨水流出抑制施設の整備を推進する。

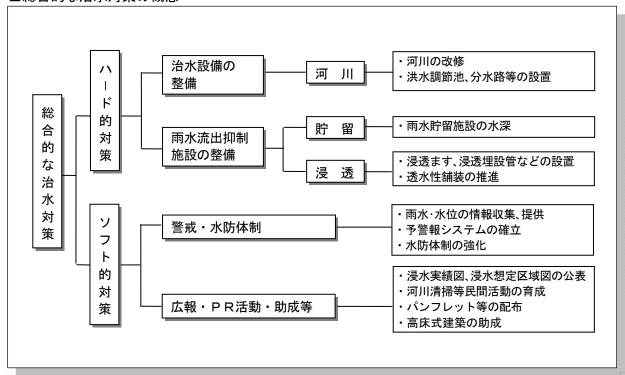
(2) 浸水想定区域の公表

平成27年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の洪水への対策の推進が実施されており、国土交通大臣は、洪水予報を行う河川について、おおむね1,000年に一回程度降るとされている大雨が降りかつ破堤した場合に浸水が想定される区域を公表している。

また、平成17年5月の水防法の改正により、浸水想定区域の指定があった場合、関係市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水予想区域ごとに浸水予想の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難所などについて住民に周知させるため、洪水ハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずることとなった。

本町では、国土交通省荒川上流河川事務所が公表した荒川浸水想定区域図、国土交通省利根川上流河川事務所が公表した利根川浸水想定区域図及び埼玉県が公表した利根川水系中川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図をもとに、作成、公表した伊奈町洪水ハザードマップをもとに、洪水予報の伝達方法、避難所について町民に周知徹底を図り、水災による被害の軽減を図っていくものとする。

■総合的な治水対策の概念



(3) 内水対策

近年、短期間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

① 内水ハザードマップの作成

被害の軽減を図るため、大雨による浸水(内水はん濫)の被害が想定される区域や避難場 所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

1.2 河川・水路の整備【土木課】

伊奈町総合振興計画後期計画において示されている河川・水路の整備は以下のとおりである。

■河川・水路の整備

前記基本計画の主な取り組みとしては、原市沼川において、上尾市と協定を結び河道改修や浚渫、草刈りなどを行うことで水辺の環境保全に貢献した。

今後に向けた方向性は、綾瀬川については、良好な自然環境や生態系を考慮し、改修・維持管理を推進するとともに、景観に配慮した水辺環境の創出や大雨による浸水被害軽減のために必要な治水対策を河川管理者である県に対し継続的に要望する。

1.3 地盤沈下対策【環境対策課】

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水位をリアルタイムで監視するテレメータシステムを平成14年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、本町は、地盤沈下対策として「埼玉県生活環境保全条例」により第1種指定地域に指 定されており、地下水の採取が規制されている。

1.4 土地利用の適正化【都市計画課】

河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制は対応済みである。

1.5 水防用資機材の整備【危機管理課、土木課】

本町は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

第2 計画的なまちづくりの推進

本町は、これまでに風水害発生時に災害の危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、土地区画整理事業による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本町は今日までの事業の成果を踏まえつつ、土地区画整理事業等による安全な市街地及び公園の整備等による防災空間の確保、道路及び橋梁の整備をより一層推進し、風水害に強いまちづくりを計画的に推進する。

災害に強いまちづくりの推進のために必要な施策を以下に定める。



本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

『第1 計画的なまちづくりの推進』 を準用する。

第3 都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の公共土木施設は、日常の町民生活及び社会・経済活動、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。 このため、本町及び防災関係機関は、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の 予防措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。

都市施設の安全化を推進するために必要な施策を以下に定める。

3.1建築物の不燃化3.2道路、交通施設の安全対策3.3河川施設の安全対策3.4倒壊物、落下物の安全対策3.5ライフライン施設の安全対策

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

『第2 都市施設の安全対策』 を準用する。

第4 防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動 の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。

- 4.1 防災拠点のネットワーク化
- 4.2 防災拠点施設の整備

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

『第3 防災拠点の整備』 を準用する。

第5 安全避難の確保

風水害による家屋の浸水や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険が迫った地域の住民等の安全な避難活動が実施できるよう、本町の地域の特性を踏まえ、避難計画の策定、避難所の整備及び避難誘導体制の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

安全避難の環境整備を推進するために必要な施策を以下に定める。

- 5.1 避難計画の策定
- 5.2 避難所等の整備
- 5.3 避難路の整備
- 5.4 適切な避難行動に関する普及啓発
- 5.5 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難を確保するための措置

[単位:人、%]

5.1 避難計画の策定【危機管理課】

緊急時に際し、危険区域内にある町民を安全区域に避難させるため、その事態に即応して迅速かつ的確な避難措置を講じ、人命被害の軽減と避難者の援護を図るものとする。

本町の浸水想定区域人口は以下のとおりである。

なお、この結果は、「伊奈町防災マップ」(令和5年4月、伊奈町)を反映させたものを、令和4年4月1日現在の人口(住民基本台帳)を用いて見直したものである

浸水想定区域人口は 20,103 人で本町全体の 44.7%を占める。このうち、床上浸水区域人口 が 18,338 人で 40.7%、床下浸水区域人口が 1,768 人で 3.9%となっている。地区別では南部地 区の浸水割合が大きく浸水人口が地区の 84.6%に及んでいる。

避難所等の収容能力は、要避難者として床上浸水区域の住民を対象に検討するものとする。

■「要配慮者避難確保アクションプログラム」**の策定**

浸水想定区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が 利用する施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある (水防法 15 条関連)。

本町は、避難指示浸水想定区域内の要配慮者関連施設の名称、所在地及び連絡先については資料 編に掲載した。

■防災ブロック別の浸水想定区域人口

	防災				浸水区	域人口		
地区	防災 ブロック	人口	合	計	床上浸	水区域	床下浸2	K区域
	プロググ		人数	割合	人数	割合	人数	割合
北部	大針	5, 718	2, 125	37. 2	1,533	26.8	592	10. 4
41円型)	小針	16, 209	5, 847	36. 1	5, 138	31. 7	709	4.4
	本	6, 212	2, 207	35. 5	2,031	32. 7	176	2.8
中部	中央	4, 116	1, 445	35. 1	1, 401	34. 0	44	1. 1
	柴中荻	2, 672	6	0.2	3	0. 1	3	0.1
去 坎//	丸山	2, 635	1,032	39. 1	800	30. 4	231	8.8
南部	栄	7, 459	7, 442	99.8	7, 432	99. 6	13	0.2
合	合計		20, 103	44. 7	18, 338	40. 7	1, 768	3. 9

- 注1)「人口」は、住民基本台帳(外国人を含む、令和4年4月1日現在)による。
- 注2) 四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
- 注3) 丸山、栄の「人口」は建物棟数比から算出した推定値である。
- 注4)「床下浸水」は浸水深0.5m未満、「床上浸水」は浸水深0.5m以上とした。
- 注5)「割合」は、「人口」に対する割合を示す。
- 参考)「浸水区域人口」は、「伊奈町防災マップ(令和5年4月)」を基に、地区別人口(住民基本台帳:令和4年 4月1日現在)を更新して算出した。

[単位:人、%]

■地区別の浸水想定区域人口

			浸水区域人口									
地区	人口	合計		床上浸水	区域	床下浸水区均						
		人数	割合	人数	割合	人数	割合					
北部	21, 927	7, 972	36. 4	6, 670	30. 4	1, 301	5. 9					
中部	13, 000	3, 658	28. 1	3, 435	26. 4	222	1. 7					
南部	10, 094	8, 474	83. 9	8, 233	81. 6	244	2. 4					
合計	45, 021	20, 103	44. 7	18, 338	40. 7	1, 768	3.9					

- 注1)「人口」は、住民基本台帳(外国人を含む、令和4年4月1日現在)による。
- 注2) 四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
- 注3)「床下浸水」は浸水深0.5m未満、「床上浸水」は浸水深0.5m以上とした。
- 注4)「割合」は、「人口」に対する割合を示す。
- 参考)「浸水区域人口」は、「伊奈町防災マップ(令和5年4月)」を基に、地区別人口(住民基本台帳:令和4年4月1日現在)を更新して算出した。

5.2 避難所等の整備【コミュニティ推進課、危機管理課、教育委員会】

避難所は、集中豪雨等により河川はん濫の危険性の迫った地域の住民が安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

学校など避難所の利用は、本来は体育館などに限定して利用することが望ましいが、荒川、 利根川及び中川流域がはん濫した場合、本町の44.8%もの町民が要避難者となることから、普 通教室なども避難所として利用するものとした。また、浸水区域に位置する避難所のなかには 避難所自体が床上浸水するため、避難所として利用できない施設も発生する。

このような条件を考慮すると、本町の避難所の収容能力は以下のとおりである。

なお、本町で「浸水想定区域外に位置する避難所」と示すものは、改正災対法(平成25年法律第54号)に定める「指定緊急避難場所(洪水)」のこととする。

■荒川、利根川及び中川流域がはん濫した場合の避難所の利用の可否

[令和5年4月1日現在]

地区	防災	施設名	住所	河川はん濫による	避難所	方	を設面積(㎡)	
地区	ブロック	心故石	土71	浸水状況	の利用	体育館	普通教室	合計
		小針中学校	学園 2-207	0.5~3.0m の浸水	不可	1, 290	1, 451	2, 741
		小針小学校	寿 2-80-1	浸水なし	可	1, 594	1, 350	2, 944
北	大針	小針北小学校	内宿台 5-214-1	0.5~3.0m の浸水	不可	1, 406	2, 599	4,005
部	小針	伊奈学園総合高等 学校	学園 4-1-1	0.5~3.0m の浸水	不可	6, 349	4, 879	11, 228
		県民活動総合センター	内宿台 6-26	0.5~3.0m の浸水	不可	1, 150	-	1, 150
		小室小学校	小室 7981	浸水なし	可	947	1, 540	2, 487
中	本	伊奈中学校	小室 5166	浸水なし	可	1, 296	945	2, 241
部	中央 柴中荻	国際学院高等学校	小室 10474	0.5m 未満	可	4, 592	1, 440	6, 032
	JK 1 90	日本薬科大学	小室 10281	浸水なし	可	977	_	977
		南中学校	小室 3001	0.5m 未満	可	1, 399	512	1, 911
南	丸山	南小学校	栄 4-1	0.5~3.0m の浸水	不可	732	1, 216	1, 948
部	栄	栄北高等学校	小室 1123	浸水なし	可	1, 197	_	1, 197
		ふれあい活動センター	小室 2450-1	0.5~3.0m の浸水	不可	2, 557	_	2, 557
		合 計				25, 486	15, 932	41, 418

- 注1) 床上浸水(浸水深0.5m以上)区域の避難所は、避難所として利用不可とした。
- 注2) 「河川はん濫による浸水状況」は、「伊奈町防災マップ」(令和5年4月、伊奈町)による。
- 注3) ふれあい活動センターは延床面積を収容可能面積とし体育館の欄にて集計した。

■浸水想定区域外に位置する避難所の収容能力

[令和4年8月1日現在]

	防災					収容可	J能人数(.	人)				
地区	M火 ブロック	施設名		体育館		普通教室			合計			
	7477		施設別	ブロック	地区	施設別	ブロック	地区	施設別	ブロック	地区	
北部	小針	小針小学校	600	600	600	510	510	510	1, 100	1, 100	1, 100	
		小室小学校	360	360		650	650		1, 100	1, 100		
中部	本 中央	伊奈中学校	490	490	2,940	350	350	1,540	840	840	4, 570	
中山	柴中荻	国際学院高等学校	1,720	2 000	2,090	2, 940	540	540	1, 540	2, 260	2,630	4, 570
	>1C 1 2C	日本薬科大学	370	2, 090		_	540		370	2, 030		
南部	丸山	南中学校	520	520	970	220	220	220	740	740	1, 190	
用司	栄	栄北高等学校	450	450	970	_	_	220	450	450	1, 190	
	合 計			4, 510	4, 510	2, 270	2, 270	2, 270	6,860	6,860	6,860	

注)避難所の収容者数は、体育館及び普通教室面積の75%を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2m²として推定した。

■地区別の要避難者数と収容能力

11h E-7		収容	能力	要避難者			
地区	人口	人数(人) 割合(%)		避難者数(人)	収容率(%)		
北部	21, 927	1, 100	5. 3	6,670	606. 4		
中部	13, 000	4, 570	35. 1	3, 435	75. 2		
南部	10, 094	1, 190	11. 6	8, 233	691.8		
合計	45, 021	6, 860	15. 6	18, 338	267. 3		

注)「人口」は、住民基本台帳(外国人を含む、令和4年4月1日現在)による。

■防災ブロック別の要避難者数と収容能力	ı
---------------------	---

地区	防災	1 -	収容能力		要避難者	
	ブロック	人口	人数(人)	割合(%)	避難者数(人)	収容率(%)
北部	大針	5, 718	0	0.0	1, 533	0.0
	小針	16, 209	1, 100	7.3	5, 138	467. 1
中部	本	6, 212	1, 100	17. 0	2, 031	184. 6
	中央	4, 116	840	21.5	1, 401	166.8
	柴中荻	2,672	2,630	99. 5	3	0. 1
南部	丸山	2, 635	740	26. 7	800	108. 1
	栄	7, 459	450	6.0	7, 432	1, 664. 4
合	計	45, 021	6, 860	15. 6	18, 338	267.8

- 注1)「人口」は、住民基本台帳(外国人を含む、令和4年4月1日現在)による。
- 注2) 丸山、栄の「人口」は建物棟数比から算出した推定値である。

最悪の洪水被害を想定した場合、避難が必要と考えられる人数は18,338人(人口の約44.7%) と予想され、現在の避難所では要避難者数の37.4%の収容能力にとどまる。

しかし、想定した洪水被害は、荒川流域、利根川流域及び中川流域に1,000年に一度の大雨が降り、かつ、堤防が決壊した場合という非常に稀な状況であり、このような条件に対応して、本町だけで要避難者全員を受け入れるための避難所を整備することは困難と考えられる。

ただし、想定した洪水が、荒川が決壊してから本町へ到達する時間は、伊奈町北部では 6~12 時間後、南部では 12~24 時間後であると予測されている。

そのため、要避難者数が多く(8,233人)洪水到達時間が比較的遅い伊奈町南部地区の住民に対しては、防災協定を締結している周辺市町の避難所を利用することで、本町の要避難者全員の安全を確保する計画である。

なお、浸水想定区域として、綾瀬川右岸の内宿台地区、下郷地区(浸水深 5.0m~10.0m)、綾瀬川右岸の栄北地区、栄南地区、原市沼川左岸の大山地区、丸山地区(浸水深 3.0~5.0m)及び綾瀬川右岸の西小針地区、小針中学校周辺地区、栄中央地区、下郷地区(浸水深 0.5~3.0 m)が挙げられており、浸水想定区域内にある避難所施設については、浸水深を想定して安全な避難場所を必要に応じて見直すとともに、浸水想定区域内の要配慮者施設入居者の避難先についてもあらかじ定めておくものとする。

5.3 避難路の整備【危機管理課、土木課】

安全な避難活動を実施するためには、避難所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備 及び誘導体制の確立等避難誘導体制の整備を図る必要がある。

本町の避難路の整備は、以下の方策をもって推進する。

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

第4 安全避難の確保

『 4.4 避難路の整備 』 を準用する。

5.4適切な避難行動に関する普及啓発【危機管理課】

「第2編 第2章 第1節 第4 4.1 適切な避難行動に関する普及啓発」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、町民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(2) 町民向けの普及啓発

マイ・タイムラインの作成方法について町民に広く周知することにより、適切な避難行動 に関する普及啓発に努めるものとする。

■マイ・タイムラインの作成ポイント

~県作成「防災マニュアルブック (風水害・土砂災害編)」より

- 1. 事前の確認
 - ① 住んでいる場所の特徴 住んでいる場所が浸水想定区域に入っているか本町が作成するハザードマップで確認
 - ② 避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所 を想定しておく。

- ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
- ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」
- 2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

5.5 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 【危機管理課】

伊奈町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、伊奈町地域防災計画において、 少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に 関する事項
- 四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域)内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
- ロ 大規模な工場その他の施設(イ又は口に掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して本町の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。)
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

伊奈町防災会議は、伊奈町地域防災計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、伊奈町地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<四のイ 要配慮者利用施設>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に 関する計画の作成、町長への報告、公表(義務)。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施(義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)
- <四のロ 大規模工場等>
- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に 関する計画の作成(努力義務)。
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施(努力義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)
- 計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の町長への報告(義務)

さらに、浸水想定区域をその区域に含む町の長は、国土交通省令で定めるところにより、伊奈町地域防災計画において定められた、上記一~五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

第6 空き家対策

災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に 講ずるように努める。

空き家対策は、以下の施策により推進する。

6.1 空き家の実態把握及び措置

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

『第5 空き家対策』 を準用する。

第7 孤立化地域の事前対策

大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域(以下「孤立化地域」という)について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

孤立化地域対策は、以下の施策により推進する。

7.1 孤立化地域対策

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

『第6 孤立化地域対策』 を準用する。

第2節 風水害に強い防災体制の整備

本町における風水害の危険性を見ると、荒川、利根川及び中川流域がはん濫した場合は、その被害規模は甚大となる。

このことから、今後、本町で起こり得る風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的及び一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

災害に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。

風水害に強い 防災体制の整備 第 1 災害活動体制の整備 第 2 災害情報収集・伝達体制の整備 第 3 非常用物資の備蓄 第 4 消防体制の整備 第 5 災害時医療体制の整備 第 6 緊急輸送体制の整備 第 7 応急仮設住宅等対策 第 8 廃棄物処理体制の整備 第 9 竜巻・突風等対策 第 10 雪害予防対策 第 11 動物愛護

第1 災害活動体制の整備

本町において、荒川、利根川及び中川流域がはん濫した場合、綾瀬川沿いや本町の南部の地盤の低い地域では浸水被害の発生する可能性が高く、救急・救助事案が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらす。このため、初動体制を始めとした緊急対応体制及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。



本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『 第 1 災害活動体制の整備 』 を準用する。

第2 災害情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。

本町及び防災関係機関が災害対策を実施するためには、これら災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。特に、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。

災害情報収集・伝達体制の整備は以下の施策により推進する。

2.1 災害情報連絡体制の整備2.2 被害情報の早期収集体制の整備2.3 通信施設の整備2.4 気象情報や避難情報の活用の周知

2.1 災害情報連絡体制の整備【危機管理課】

本事項については 第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画 第2節 震災に強い防災体制の整備 第2 災害情報収集・伝達体制の整備 『2.1 災害情報連絡体制の整備』 を準用する。

2.2 被害情報の早期収集体制の整備【危機管理課】

本事項については 第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画 第2節 震災に強い防災体制の整備 第2 災害情報収集・伝達体制の整備 『2.2 被害情報の早期収集体制の整備』 を準用する。

2.3 通信施設の整備【危機管理課】

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

第2 災害情報収集・伝達体制の整備

『2.3 通信施設の整備』

を準用する。

2.4 気象情報や避難情報の活用の周知【危機管理課】

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

そのため、気象情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

第3 非常用物資の備蓄

本町は、風水害発生時の町民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層の非常用物資の備蓄に努めるとともに調達体制の整備を推進する。

なお、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を十分配慮した品目を補充する必要がある。また、非常用電源についても浸水の恐れのない場所に配備し、それらが正常に作動するよう日頃から整備・点検を行う必要がある。

非常用物資の備蓄等の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

 3.1 食料供給体制の整備

 3.2 給水体制の整備

 3.3 生活必需品供給体制の整備

 3.4 防災用資機材等の備蓄

 3.5 物資調達・輸送に関する体制の整備

 3.6 迅速な物資供給

 3.7 物資調達・輸送に関する訓練の実施

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『第3 非常用物資の備蓄』 を準用する。

第4 消防体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、広域的な火災の発生が予想され、より効果的な消防活動を展開する必要がある。このため消防機関は、人命の救助・救護活動を最優先に行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を投入するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

また、大規模な洪水等の発生時は、消防機関だけでは対応が困難となり、広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護に万全を期することが必要である。

消防体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。

4.1 出火防止対策の推進

4.2 初期消火体制の強化

4.3 火災の拡大防止対策

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

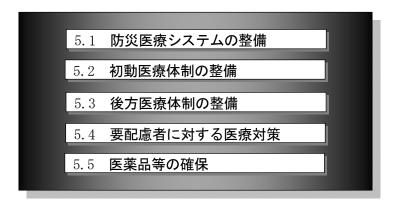
第2節 震災に強い防災体制の整備

『第4 消防体制の整備』 を準用する。

第5 災害時医療体制の整備

大規模な災害において、多数の負傷者に対して迅速かつ的確に救助や医療救護を実施するため、 平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制の整備し、また要配慮者に対する医療支援、医薬品等の確保について整備を図る。

医療体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。



本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『第5 災害時医療体制の整備』 を準用する。

第6 緊急輸送体制の整備

災害発生直後の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、 近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、町内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急 輸送道路として指定する必要がある。

また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。 緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

> 6.1 緊急輸送道路の確保 6.2 緊急車両の確保

本事項については

設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『 第6 緊急輸送体制の整備 』 を準用する。

第7 応急仮設住宅等対策

風水害による浸水被害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない罹災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。 県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、また本町はその

このため、あらかじめ応急仮設住宅の設置計画を策定し、想定罹災世帯数に応じた応急仮設住宅を迅速に供給できるよう設置場所、資機材及び人員の確保体制を確立することが重要である。 応急仮設住宅対策の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

 7.1 応急仮設住宅の用地の確保

 7.2 応急仮設住宅用資機材の確保

 7.3 公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備

 7.4 設置前事前計画

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『第7 応急仮設住宅等対策』 を準用する。

第8 廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、本町は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

8.1 ごみ処理体制の整備

8.2 し尿処理体制の整備

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『第8 廃棄物処理体制の整備』 を準用する。

第9 竜巻・突風等対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、町民への注意喚起を 行うとともに、町民生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

竜巻や突風等対策を推進するための必要な施策を以下に定める。



9.1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及【危機管理課】

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

危機管理課は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や町民への普及啓発を行う。

(2) 竜巻対応マニュアルの作成

小・中学校では、児童・生徒に竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜 巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。 また、安全管理体制の充実を図る。

9.2 竜巻注意情報等気象情報の普及【危機管理課】

熊谷気象台は、県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県 民への普及啓発を行う。

危機管理課は、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く町民に普及を図る。

9.3 被害予防対策【危機管理課、アグリ推進課】

竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く町民に対して被害の予防対策の普及啓発を行う。

本町などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

■竜巻被害に対する予防対策

区分	予防対策の内容
町(危機管理課)	・竜巻被害の予防対策の普及
町 (アグリ推進課)	・農作物における耐風対策 (低コスト耐気候性ハウス等の導入など)
町民等	・ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止・屋内における退避場所の確保
鉄道事業者	・突風による脱線事故の防止対策の推進
学校	・ガラス飛散防止対策

9.4 竜巻等突風対処体制の確立【危機管理課】

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に 役立てる。

そのため、本町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

9.5 情報収集・伝達体制の整備【危機管理課】

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(1) 住民への伝達体制

事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、町民への登録を促すとともに、防 災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない 伝達方法を検討する。

(2) 目撃情報の活用

本町、県及び防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性 の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

9.6 適切な対処方法の普及【危機管理課】

竜巻・突風等への具体的な対処方法を町民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

町民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

本町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

具体的な対処方法の普及は、以下のとおり実施する。

■竜巻から命を守るための対処法

- ・ 頑丈な建物への避難
- ・ 窓ガラスから離れる
- ・ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・ 避難時は飛来物に注意する

■具体的な対応例(竜巻等突風対策局長級会議報告(平成 24 年 8 月 15 日))

「竜巻注意情報発表時」「積乱雲の近づく兆しを察知したとき」「竜巻の接近を認知したとき」には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	 空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する。 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(5~10分程度ごと)に確認する。 安全確保に時間を要する場合(人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業)は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒 の雨やひょうが降り出す、冷たい風が 吹き出す等	野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
電巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴) ①雲の底から地上に伸びるろうと状 の雲が見られる	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。<屋内>窓から離れる。窓の無い部屋等へ移動する。
②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴(ゴーというジェット機のようなごう音や耳に異常を感じるほどの気圧の変化等)を認知したときなお、夜間で雲の様子がわからない	・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。<屋外>・ 近くの頑丈な建物に移動する。

とき、屋内で外が見えないときは③の・特徴により認知する。

強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

資料) 気象庁資料をもとに作成

9.7 竜巻等突風における応急対策【関係各班】

(1) 情報伝達

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、町民に対して適切な対処を促すため、 防災情報メール等を活用して情報を伝達する。

① 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

本町及び県は、町民が竜巻等突風から身の安全を守るため、町民が主体的に状況を判断し、 適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。本町は、町民の適切な対処行動 を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、 住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。事前登録型の防災情報 メール等に竜巻注意情報を加え、町民への登録を促すとともに、防災行政無線、緊急速報メ ールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

■市町村単位での情報の付加に関わる参考

(竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

(竜巻に関する情報・状況の確認)

- ・ 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意 情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- ・ なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む 情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な 強い降雨等が発生する可能性がある。
- (B) 竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)
- ・ 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、 竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- ・ 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、 冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気 象レーダー画像で確認できる。
- ・ 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度 2、発生確度 1、発生 確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単 位の表示であるため、当該市町村が発生確度 1 又は 2 の範囲に含まれているかどうかは目視により 判断する。

(情報伝達)

- ・ 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者 等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。
- (C) 本町内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 本町内において、気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本町が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- ・ 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起(竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等)及び住民の対処行動(「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照)の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、伊奈町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 本町内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- ・ 本町内及び周辺において竜巻の発生したことを本町が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災 メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- ・ 情報伝達の内容にとしては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の「竜巻から命を守るための 対処法」を参照)の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、伊奈町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。

資料) 気象庁資料をもとに作成

(2) 救助の適切な実施

「第2編 第3章 第1節 第5 災害救助法の適用」を準用し、被害の規模に応じて避難所の 開設等、適切な救助を実施する。

(3) がれき処理

本町は、「第2編 第3章 第7節 廃棄物対策」を準用し、竜巻等突風により生じたがれきの 収集、処理の実施を行い、早期の生活再建につなげる。

(4) 避難所の開設・運営

本町は、「第2編 第3章 第4節 第2 避難対策」を準用し、竜巻等突風の被災者に対し、 避難所を開設し、迅速に収容する。また、防災関係機関は、避難所における被災者支援を行う。 必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロール の強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

(5) 応急住宅対策

「第2編 第2章 第2節 第7 応急仮設住宅対策」を準用し竜巻等突風の被災者に対して、 被災住宅の応急修理、応急住宅の供給等を以下のとおり行う。

- ・ 頑丈な建物への避難・被害認定及び罹災証明書の発行
- 被災住宅の応急修理の実施
- 応急仮設住宅の維持管理
- 住宅関係障害物の除去

(6) 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない 状態とする。県は、道路の被災状況の調査及び道路上のがれき等の障害物の除去を行う。

9.8 竜巻等突風における復旧対策【総括班、情報班、建築班、住民相談班、 避難支援班】

(1) 被害認定の適切な実施

「第2編 第4章 第2節 第1 罹災証明書の発行」を準用し、竜巻等突風による被害認定を適切に行い、町民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 被災者支援

「第2編 第4章 第2節 第2 被災者の生活確保」を準用し、被災者支援メニューを整備するなど、関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報を実施し、早期の生活再建に向けた取り組みを進める。

■平成 25 年 9 月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例(災害救助法の適用が前提となる支援も含む)

	県・関係機関	伊奈町	
被災者支援	・災害ボランティアセンターの支援(福	・災害ボランティアの派遣(災害ボランテ	
	祉部)	ィアセンターの運営)	
	・被害認定調査に係る応援職員派遣	•被害認定調査	
	(総務部)	・罹災証明書の発行	
		・被災者相談窓口の設置	
		・各種申請手数料の免除	
生活再建資金	・被災者生活再建支援法の適用。申請	・被災者生活再建支援金の申請受付、取り	
	の取りまとめ、支援法人への送付	まとめ、県への送付	
	・生活福祉資金の貸付(福祉部、県社	・生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会)	
	会福祉協議会)	・災害援護資金の貸付(社会福祉課)	
	・災害援護資金の貸付(危機管理防災	・各種融資制度の広報	
	部)	生活必需品購入支援金の支給(社会福祉	
	・災害復旧支援融資等(埼玉りそな、	協議会)	
	武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等)	・市町村義援金の募集・配分	

	県・関係機関	伊奈町
生活再建資金	・ろうきん福祉ローン (中央労働金庫) ・義援金 (日本赤十字社・埼玉県共同 募金会) の募集・配分	・見舞金等の支給
住宅関連	・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資 ((独)住宅金融支 援機構) の広報	・町営住宅の提供、公営住宅の提供の広報・災害復興住宅融資((独)住宅金融支援機構)の広報・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、 徴収猶予	・個人事業税、不動産取得税、自動車 税の減免等(県税事務所)	 ・町民税、固定資産税の減免等 ・町税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・経営安定資金・知事指定等貸付(災害復旧関連)(産業労働部、商工会議所・商工会) ・埼玉県中小企業団体中央会・災害復旧貸付(日本政策金融公庫)・災害復旧に要する資金の融資(各金融機関)	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の災害復旧に要する資金の融 資や相談窓口の広報
農業者への支援	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償(農業共済組合) ・農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫)	・各種資金(農業近代化資金、スーパーL 資金、農林漁業セーフティネット資金、 農業災害補償)の広報
育児・教育支援	・母子寡婦福祉資金の貸付(県各福祉事務所)・埼玉県高等学校等奨学金の貸与(教育局)・埼玉県父母負担軽減事業補助金(家計急変世帯)(総務部)	 ・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度(要保護・準要保護児童制度) ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、町立幼稚園減免
その他支援	・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付・日本私立学校・共済事業団融資(日本私立学校・共済事業団)	・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配 布 ・消費生活相談(悪質リフォーム業者対策)

	県・関係機関	
公共料金等に関する	・電気料金支払期限延長等の特別措置(東京電力パワーグリッド㈱)	
支援	・電話料等の支払い延長等(東日本電信電話㈱)	
	・NHK料金の免除(日本放送協会)	
	・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置(各携帯電話会社)	

第10 雪害予防対策

県内では、平成 26 年 2 月 8 日から 9 日、同月 14 日から 15 日にかけて大量の雪が降り、15 日に 秩父で 98 cm、熊谷で 62 cmと、観測史上最大の積雪となった。

本町では、大きな被害の発生はなかったものの、大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う 海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大 雪が頻発すると考えられる。

本町においても、こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

また、大量の降雪により発生する各種雪害(積雪災害(交通途絶)、雪圧災害(構造物破壊、農作物損耗)、着雪・着氷災害(架線切断)、吹雪災害(列車))が、町民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講ずる。

10. 1	情報通信体制の充実強化
10. 2	道路交通対策
10. 3	鉄道等交通対策
10. 4	農業に係る雪害予防
10.5	町民が行う雪害対策
10.6	雪害における応急対応力強化
10.7	避難所の確保
10.8	建築物の雪害予防
10.9	雪害における応急対策
10. 10	雪害における復旧対策

10.1 情報通信体制の充実強化【危機管理課】

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、「本編 第3章 第2節 第2 災害情報の収集・伝達体制」を準用し、町民の適切な対処を促す。

■気象情報等の収集・伝達体制の整備

- ・ 本町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- ・ 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に 努める。

■町民への伝達及び事前の周知

- ・ 本町及び熊谷地方気象台は、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・ 積雪に係る気象情報を町民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法 についてあらかじめ町民への周知に努める。
- ・ 町民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

■防災関係機関との情報共有

・ 本町、県及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪 に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

10.2 道路交通対策【土木課】

道路管理者をはじめとする関係機関は、「第2編 第2章 第1節 第2 都市施設の安全対策」 を準用し、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

大雪時(大雪特別警報発令時又は積雪 60 cm以上の場合)においては、北本県土整備事務所除雪連絡協議会を通し、管内の各道路管理者と連携して効果的な除雪作業の実施に努める。

■道路交通の確保

- ・ 本町は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通 の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。
- ・ 道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。
- ・ 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。
- ・ 県は、県土整備事務所が置かれた県内12の管内における民間除雪機械やオペレータの実態等を調査把握し、大雪時において追加動員可能な除雪機械の所有者に対し、あらかじめ協力依頼をするとともに、オペレータの育成に努めるものとする。

■雪捨て場の事前選定

・ 運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ 本町は県と協議を行い、発災時における連携を図る。

■関係機関の連携強化

- ・ 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県と本町、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。
- ・ 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線(防 災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線)をあらかじめ選定 し、管内関係機関で共有しておくものとする。

10.3 鉄道等交通対策【埼玉新都市交通(株)、バス事業者】

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、本町等と連携しながら広く町民等に周知する。

10.4 農業に係る雪害予防【アグリ推進課】

本町は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、さいたま農業協同組合等関係団体と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

■農産物等への被害軽減対策

・ 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

10.5 町民が行う雪害対策【危機管理課】

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態(立ち往生車両に伴う人命救助等)から優先的に対応することとなる。また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、町民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、町民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

(1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等(カーポート、ビニールハウス等)の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、本町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講ずるとともに、 転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。雪道を運転する場合は、気象状況や路 面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料 及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

本町は、町民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及 啓発を行う。

(2) 町民との協力体制

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な 取組及び防災活動への協力が不可欠である。本町及び県は、大雪時の路上駐車の禁止、マイ カー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。「本 編第2章第1節第5 安全避難の確保」を準用する。

10.6 雪害における応急対応力の強化【危機管理課】

本町、県、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画的 に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

■雪害に対応する防災用資機材(例)

- ・除雪機 ・スノーシュー ・かんじき ・ストック ・そり ・スノーダンプ ・スコップ
- ・長靴 ・防寒具 ・防寒用品 ・ポリタンク

10.7 避難所の確保【コミュニティ推進課、危機管理課】

本町は、地域の人口、地形及び施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。 「本編 第2章 第1節 第5 安全避難の確保」を準用する。

10.8 建築物の雪害予防【各課共通、埼玉新都市交通(株)】

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの町民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(1) 建築物被害を軽減させるための措置

本町及び県は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

① 施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を 踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

②老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を 行う。

10.9 雪害における応急対策【関係各班】

(1) 応急活動体制の施行

本町及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じ、初動期の人員確保を図る。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注 意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

① 初動期の人員確保

本町及び県は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

(2) 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

① 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「本編 第3章 第2節 第2 災害情報の収集・伝達体制」を準用する。

② 積雪に関する被害情報の伝達

本町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

③ 町民への情報発信

気象庁が町内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、本町及び県は、降雪状況 及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

本町は、町民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に 発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元 的に広報する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、 計画的に実施する。

④ 積雪に伴い取るべき行動の周知

本町及び県は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、町民に周知する。

⑤情報共有機能の強化

本町は、大雪の際は、被害の全容を把握するために、災害オペレーション支援システム等 を通じて県が防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用して得られた情報を収集する。 本町は、被害状況など県への報告業務被害において市町村情報連絡員制度を活用する。

(3) 道路機能の確保

① 除雪の応援

本町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村、防災関係機関又は県に対し、除雪の

実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとと もに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

② 町民への情報発信

気象庁が町内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、本町及び県は、降雪状況 及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪が発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報 メール、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を 選択する。

(4) 交通規制

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

① 交通規制

緊急時の交通規制においては、気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。

除雪作業に伴う交通整理と交通規制においては、道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

(5) 救出・救助への支援の実施

異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

① 雪害時の滞留車両の乗員保護

雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、 乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、 滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

(6) 避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、本町は避難所を 開設・運営する。気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設 も検討する。「本編 第2章 第1節 第5 安全避難の確保」を準用する。

(7) 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第2編 第3章 第4節 第4 医療救護」を準用する。

(8) 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

10.10 雪害における復旧対策【関係各班】

(1) 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握 と、必要な支援措置を講ずる。

「第2編 第4章 第2節 民生安定のための措置」を準用する。

(2) その他復旧対策

「第2編 第3章 第5節 第1 公共施設」を準用する。

(3) 生活再建等の支援

「第2編 第4章 第2節 民生安定のための措置」を準用する。

第11 動物愛護

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し所有者明示や災害時に備えたしつけ等の動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

11.1 所有者明示に関する普及啓発

11.2 災害に備えたしつけに関する普及啓発

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『第11 動物愛護』 を準用する。

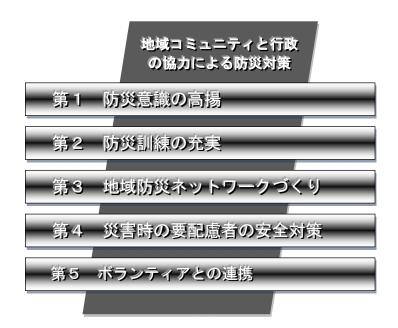
第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

町民や事業所の日ごろからの災害への備えと被災時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、本町は、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、町民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、障がい者及び外国人等のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

本町が実施する町民の協力による防災対策に係る施策を以下に定める。



第 1 防災意識の高揚

風水害による被害を未然に防止し軽減する上で、町民の果たす役割は極めて大きいことから、町民が生涯を通じた教育活動により防災行動力を高めるとともに、町民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

以下に、町民の防災意識の高揚を促進するための必要な施策を定める。



本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

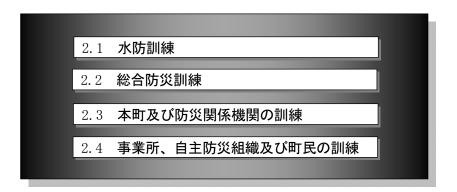
第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

『第1 防災意識の高揚』 を準用する。

第2 防災訓練の充実

本町は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力のかん養を図るとともに、 行政と町民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続 的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を以下に定める。



2.1 水防訓練【各課共通】

本町は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に 示す内容で水防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選ぶ。

(2) 実施場所

水防訓練場所に適した場所とする。

(3) 訓練種目

次に掲げる訓練の一部又は全部について実施する。

- ① 水防工法訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 水防資材輸送訓練
- ④ 通信、情報連絡訓練
- ⑤ 招集訓練
- ⑥ 広報訓練
- ⑦ その他水防上必要な訓練

2.2 総合防災訓練【危機管理課】

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

第2 防災訓練の充実

『 2.1 総合防災訓練 』 を準用する。

2.3 本町及び防災関係機関の訓練【危機管理課、関係各課、上尾市消防本部】

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

第2 防災訓練の充実

『 2.2 本町及び防災関係機関の訓練 』 を準用する。

2.4 事業所、自主防災組織及び町民の訓練【コミュニティ推進課、危機管理課、 上尾市消防本部】

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

第2 防災訓練の充実

『 2.3 事業所、自主防災組織及び町民の訓練』を準用する。

第3 地域防災ネットワークづくり

大規模な風水害に被災した場合、本町及び防災関係機関は、組織の全機能をあげて防災活動を実施することとなるが、道路並びに橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害も予想され、町民は行政側の防災活動に頼ることのみにとどまらず、自ら進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、災害発生後における人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、町民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本町は、このような防災活動が効果的に実施されるように地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日ごろから防災意識の高揚を図り、防災体制の万全を期する。

自主防災組織の育成強化を促進するための必要な施策を以下に定める。

- 3.1 自主防災組織の育成・強化
- 3.2 事業所等の自衛消防組織の育成

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

『第3 地域防災ネットワークづくり』 を準用する。

第4 災害時の要配慮者の安全対策

風水害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、避難行動要支援者が、適切な防災行動をとることは容易でなく、最近の洪水被害においても要配慮者が被害を受ける場合が多くなっている。

このため、本町は、本格的な高齢社会、国際化社会に対応して、これら要配慮者に対する防 災環境の整備や避難行動要支援者支援プランの作成による避難行動要支援者への避難活動支 援に向けた防災対策を積極的に推進する。

要配慮者等の安全確保を推進するための施策を以下に定める。

- 4.1 避難行動要支援者の安全対策
- 4.2 要配慮者全般の安全対策
- 4.3 社会福祉施設入所者の安全対策

4.1 避難行動要支援者の安全対策【危機管理課、社会福祉課】

地域で暮らす高齢者や障がい者などの要配慮者は、情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、災害時はより被害を受けやすくなる。

最近でも、令和元年台風第19号とその後の度重なる大雨では、東北地方の太平洋側や関東地方を中心に河川のはん濫、堤防の決壊による浸水、土砂崩れ等が多数発生し、死者98名、浸水家屋3.7万棟という被害をもたらした。平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に河川のはん濫、内水はん濫、土石流等が発生し、死者・行方不明者232名、浸水家屋3万棟という大きな災害をもたらしたが、これらの災害では高齢者の避難など、災害時における避難行動要支援者への安全対策について大きな教訓を残した。

そのため、本町は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民の協力、連帯による体制の確立に努めるものとする。

本町の避難行動要支援者の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

第4 災害時の要配慮者の安全対策

『 4.1 避難行動要支援者の安全対策 』 を準用する。

4.2 要配慮者全般の安全対策【危機管理課、社会福祉課】

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

本町の要配慮者全般に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

第4 災害時の要配慮者の安全対策

『 4.2 要配慮者全般の安全対策 』 を準用する。

4.3 社会福祉施設入所者の安全対策【危機管理課、社会福祉課、いきいき長寿課】

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な避難行動要支援者の迅速な避難活動を支援するため、日ごろから連絡先を把握し、避難指示等の伝達体制づくりに努める。

特に、「要配慮者避難確保アクションプログラム」に従い、浸水想定区域内にある社会福祉施設については、水害の発生が予想される場合、各施設の入所者の状況の把握に努め、危機管理課から伝達される洪水情報や避難準備情報に応じて迅速な対応を行う。なお、各施設への水防情報の伝達方法は、ファクシミリを基本とする。

なお、浸水想定区域内にある社会福祉施設などの要配慮者関連施設一覧については、資料編に添付した。

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用するものとする。

その他の事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

第4 災害時の要配慮者の安全対策

『 4.3 社会福祉施設入所者の安全対策 』 を準用する。

第5 ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと避難所等における被災住民の世話や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としないボランティアがあり、大規模災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは阪神・淡路大震災、東日本大震災などで周知のとおりである。このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築することが必要である。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために必要な施策を以下に定める。

5.1 連携体制の整備

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

『第5 ボランティアとの連携』 を準用する。

第3章 風水害応急対策計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊、浸水や火災及び崖崩れの発生、道路・交通網の寸断等 の二次災害の多発を伴うことが考えられる。

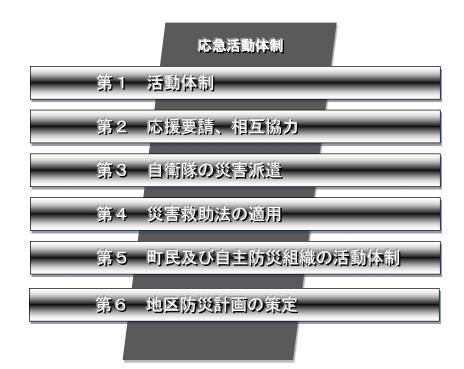
そのため、本町は風水害の特性を考慮して以下に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策計画を準用する。)



第1節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命若しくは身体の安全を確保するため、近隣市町村、県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう本町の活動体制を定める。



第1 活動体制

災害の発生のおそれのある場合、又は発生した場合、本町がとるべき活動体制、及び動員計画、 並びに活動の中核をなす災害警戒本部、災害対策本部の組織・運営について定める。



1.1 活動体制と配備基準【各班共通】

本町における風水害対策に係る活動体制及び配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準(風水害対策)

活動体制	削	配備基準	活動内容	
準備体制 本部を設置せず 通常の組織をもって 警戒準備に当たる体制		○気象業務法に基づく次の注意報等のひと つ以上が管内に発表されたとき ・強風注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・竜巻注意情報 ○国土交通省、気象庁から洪水予報(はん濫 注意情報)が発表されたとき。	災害の要因が発生するおそれがある 合において、限られた少数の人員を って連絡調整及び情報の確認を行う	
警戒体制 災害警戒本部を設置して 警戒に当たる体制		○気象業務法に基づく次の警報等のひとつ 以上が管内に発表され、かつ災害の発生 が確実に予想されるとき ・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・竜巻注意情報 ○国土交通省、気象庁から洪水予報(はん濫 警戒情報)が発表されたとき。	災害の要因が発生した場合において、 主として情報の収集、警報等の伝達及 び報告並びに軽微な災害が発生した場 合の応急対応の実施、状況を判断して 非常体制への移行に備える。	
# 常体制 一見 配備 災害対策本部 を設置して災 ま対策活動を		○気象業務法に基づく次の特別警報のひと つ以上が管内に発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ○中規模な災害が発生、又は中規模の災害 の発生が予測されるとき。	応急活動に即応できる職員を配備して 情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等 の災害対策活動を実施する。	
害対策活動を 推進する体制	二号配備	○災害救助法が適用される災害が発生した場合○大規模な災害が発生、又は大規模の災害の発生が予測されるとき	本町の全職員を動員し、組織及び機能 のすべてをあげて救助その他の災害対 策活動を実施する。	

注)活動体制に応じた職員の動員については、「職員動員計画表」を参照のこと。

1.2 活動体制と動員計画【各班共通】

準備体制、警戒体制及び非常体制ごとの職員の動員計画、及び動員指令の伝達は以下のとおりである。

(1) 職員の動員計画

活動体制に応じた職員の動員計画は、以下に示すとおりである。

■職員動員計画表 (風水害対策)

災害対策本部			動員区分			
部名	班名	担当部署	準備体制			
DP10	20.70		华阴中中门	(災害警戒本部)	一号配備	二号配備
本部事務局	部 長:くらし産業統括監		0	0	0	0
	副部長:企画総務統括監、会計管理者		©	0	0	0
	部長付:危機	養管理課長		0	0	0
		企画課	_	\triangle	0	0
		総務課	_	Δ	0	0
	総括班	コミュニティ推進課、	Δ	0	0	0
		危機管理課	0	0	0	0
		DX 推進・新庁舎整備室	_	Δ	0	0
	情報班	税務課	_	Δ	0	0
	1月羊区功工	会計課	_	Δ	0	0
	広報班	秘書広報課		Δ	0	0
	住民相談班	収税課	_	Δ	0	0
	工人们放灯	住民相談室	_	Δ	0	0
救援部	部 長:健康	ē福祉統括監	0	0	0	0
	副部長:上7	水道統括監	0	0	0	0
	部長付:社会	福祉課長	(a)	©	0	0
		社会福祉課	\triangle	Δ	0	0
		いきいき長寿課	\triangle	Δ	0	0
	 避難支援班	子育て支援課	_	Δ	0	0
	世無又按班	住民課	_	Δ	0	0
		人権推進課	_	Δ	0	0
		保育所	_	Δ	0	0
	 衛生班	環境対策課	Δ	Δ	0	0
	141 1/1	クリーンセンター	_	Δ	0	0
	医療班	保険医療課	_	Δ	0	0
		健康増進課(保健センター)	_	Δ	0	0
	給水班	上下水道課	_	0	0	0
応急復旧部	部 長:都市	ī建設統括監	0	0	0	0
	副部長:議会	≩事務局長	0	0	<u></u>	0
	部長付:土木		0	0	0	0
	土木班	土木課	0	©	0	0
		上下水道課	0	0	0	0
	建築班	都市計画課	Δ	0	0	0
	地域支援班	アグリ推進課	Δ	0	0	0
		元気まちづくり課	Δ	0	0	0
华 本如	応援班	議会事務局	<u> </u>	Δ	0	©
教育部	部長:教育		0	©	<u> </u>	<u> </u>
	副部長:教育		0	©	<u> </u>	0
	部長付:学校		<u></u>	©	<u> </u>	0
	教育施設班	教育総務課	Δ	Δ	0	0
		生涯学習課	_	Δ	0	0
	応急教育班	学校教育課	_	\triangle	0	0
		小・中学校		Δ	0	©
	給食班	学校給食センター		Δ	0	0

注) 動員職員数の目安 ◎:全員、○:1/2程度、△:1/4程度

(2) 職員の動員指令

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、その発生した災害の 規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために職員に対して動員指令を発令 するものとする。

職員の動員は、危機管理課から各課長を通じて配備要員に伝達する。

動員指令は、勤務時間外(夜間・休日等)における迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝 達経路を定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、防災行政無線等 を利用した伝達手段に熟知しておくものとする。

(3) 動員指令の伝達等

動員指令が発令されたときは、あらかじめ定められた伝達系統等を経由して職員に配備内容を迅速かつ正確に伝達する。

① 勤務時間内

勤務時間内の職員への動員指令は以下のとおりである。

■動員指令の伝達系統

動員指令が発令された場合、各部は庁舎以外の施設で勤務している職員に対しても迅速に動員指令を伝達する。

■職員の動員伝達の方法

職員への動員伝達の方法は、以下のとおりとする。

- ・庁内の放送設備及び電話による伝達、グループウェア等による周知
- ・口頭による伝達
- ・庁舎から離れて勤務をしている職員に対し、電話、無線、使送等による伝達

■職員の服務

全ての職員は、配備指令が発令された場合、次の事項を遵守する。

- ・配備についていないときも、常に災害情報、気象情報、本部の指示に注意する。
- ・行事、会議、出張等を中止する。
- ・正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- ・勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ・災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。
- ・自らの言動で町民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を図る。

② 勤務時間外

勤務時間外の職員の動員は、以下のとおりである。

■動員招集

勤務時間外に災害が発生した場合、職員動員計画に応じてあらかじめ定められた「緊急連絡網」 に従い一般加入電話等を用いて配備要員に伝達する。

■自主登庁

勤務時間外に大雨、洪水注意報、大雨、洪水警報等が発令された場合は、配備基準に従ってあらかじめ定められた配備要員は、自主的に登庁するものとする。

■登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、自宅待機とする。災害状況等により自らの 判断により行動する場合においては、必ず所属長に連絡する。

また、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

■登庁時の携行品等及び心得

職員は登庁時に次のものを携行及び着用する。

- · 身分証明書
- 雨着・防寒着・軍手等
- ・ 作業がし易い服装
- ・ 自分用の食料・飲料水
- ラジオ・懐中電灯

■その他

登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

(4) 動員状況の報告

「本部事務局」及び各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部長に報告するものとする。また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き1時間ごととする。

■報告事項

- 部課名
- 動員連絡済人員数
- 動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域
- 登庁人員数
- ・ 登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員
- ・ その他 (職員の被災状況)

1.3 災害警戒本部の設置・運営【危機管理課】

(1) 警戒体制の決定

危機管理課長の要請に基づき、副町長、くらし産業統括監、都市建設統括監、上尾市東消防署伊奈分署長が協議し、災害警戒本部を設置するとともに警戒体制の動員配備を決定する。 ただし、緊急を要し、当該協議を行ういとまがないときは、これを省略することができる。

(2) 災害警戒本部の設置

① 設置要件

- O 気象庁から管内に警報が発表されたとき
- O 国土交通省、気象庁から洪水予報(はん濫注意情報)が発表されたとき
- O 災害が発生、又は災害の発生するおそれがあるとき

② 設置場所

災害警戒本部は、危機管理課に設置する。

③ 実施責任者

災害警戒本部長は、副町長とし、不在の場合はくらし産業統括監とする。

4 解散基準

- O 災害対策本部を設置したとき
- 災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したとき

(3) 災害警戒本部の組織・運営

① 組 織

本部長	副町長
部長付	くらし産業統括監、都市建設統括監、上尾市東消防署伊奈分署長
本部員	企画総務統括監、健康福祉統括監、教育次長、会計管理者、議会事務局長
活動員	職員動員計画表による。

② 災害警戒本部の事務分掌

- 職員の動員に関すること
- ・ 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること
- ・ 防災行政無線の運用に関すること
- ・ 被害情報の収集及び応急措置に関すること
- ・ 被害状況の報告に関すること
- ・ 町民への情報窓口の開設に関すること
- ・ 災害対策本部への移行に関すること

1.4 災害対策本部の設置・運営【本部事務局】

町長は、本町域で風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置

町長、副町長、くらし産業統括監、都市建設統括監及び上尾市東消防署長が協議し、町長が非常体制(一号配備又は二号配備)の動員配備を決定する。ただし、緊急を要し協議を行ういとまがないときには、協議を省略して配備体制を決定する。

① 設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりである。

- O 気象庁から管内に特別警報が発表されたとき
- O 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- 複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに町内全域に拡大するおそれがある場合
- O その他町長が必要と認めた場合

② 設置場所

災害対策本部は伊奈町役場に設置し、役場正面玄関に「伊奈町災害対策本部」の標識を掲げ、 災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、町役場が被災した場合は、代替場所として総合センターに設置するとともに参集 した職員に周知する。

③ 実施責任者

災害対策本部長(以下、「本部長」という。)は、町長とし、不在の場合は次の順位により その職務を代行する。

■本部長の代行順位

第1順位	副 町 長
第2順位	くらし産業統括監
第3順位	企画総務統括監
第4順位	都市建設統括監

④ 設置の通知

災害対策本部を設置したときは、本部長は、直ちに関係機関等に通知するものとする。 災害対策本部設置の通知については、「第2編 第3章 第1 1.3 災害対策本部の設置・ 運営」を参照のこと。

(2) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成及び事務分掌については、「第2編 第3章 第1 1.3 災害対策 本部の設置・運営」を参照のこと。

(3) 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

① 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故ある場合は、当該部の課の序列により次席者が代理出席する。

■本部事務局

本部会議に、本部事務局を置く。本部事務局は、総括班、情報班、広報班及び住民相談班により構成され、本部と各班との相互連絡及び情報交換を行う。

■各部

災害対策本部各班は、非常体制における「災害対策本部事務分掌」(p2-111~115 参照) に 従い業務を遂行する。

② 災害対策本部の職務

災害対策本部は、本町全域的な被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとと もに、以下の事項を協議、決定する。

■災害対策本部の協議、決定事項

- ・ 本部の設置及び廃止に関すること。
- ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・ 避難の勧告又は指示に関すること。
- ・ 「災害救助法」 (昭和22年法律第118号) の適用に関すること。
- ・ 市町村の相互応援に関すること。
- ・ 埼玉県及び公共機関に対する応援要請に関すること。
- ・ 各部間の連絡及び調整に関すること。
- ・ 防災対策に要する経費の支弁に関すること。

(4) 災害対策本部の閉鎖

本部長は、本町の区域において災害発生のおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

災害対策本部の閉鎖の通知等は、第2編 第3章 第1節 第1 1.3 「災害対策本部の設置・運営」「■災害対策本部設置及び解散の通知」に準じて処理する。

1.5 応急活動の留意点【本部事務局】

(1) 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも係わらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に 要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(2) 災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、町内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。

(3) 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、「本部事務局」は職員の健康管理に 留意して災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮 して決定する。

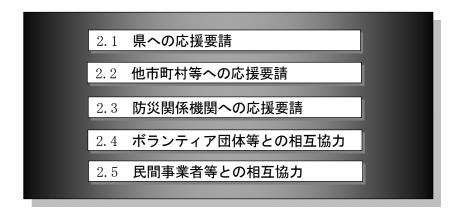
(4) 応援部隊等の受入れ

大規模災害の場合は、本町の防災体制だけでは応急対策の全てには対応できないことも予想されるため、自衛隊、県、近隣市町等に応援を要請することとなる。また、町内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、関係各部は、これらの応援部隊が円滑な活動ができるよう、受入体制を整える。

第2 応援要請、相互協力

本部長は、災害の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、 資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断した ときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、埼玉県他の地方公共団体及び防 災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。



本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

『 第3 応援要請、相互協力 』 を準用する。

第3 自衛隊の災害派遣

本町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

3.1 派遣要請
3.2 依頼要領
3.3 自衛隊の自主派遣
3.4 派遣部隊の撤収要請
3.5 経費の負担区分

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

『第4 自衛隊の災害派遣』 を準用する。

第4 災害救助法の適用

知事は、本町域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法を適用し、応急的 に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- 4.1 災害救助法の概要
- 4.2 災害救助法の適用及び実施
- 4.3 災害救助法が適用されない場合の措置

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

『第5 災害救助法の適用』 を準用する。

第5 町民及び自主防災組織の活動体制

風水害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、町民は速やかに避難活動を図り、自主防災組織は、本町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。また、事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

- 5.1 町民の行動
- 5.2 自主防災組織の活動

5.1 町民の行動

風水害の初期段階から時間の経過に応じて町民のとるべき行動を以下に示す。

(1) 情報の入手

町民は、台風や集中豪雨等による避難活動を迅速に行うため、また、浸水等による家屋損壊等の被害を軽減するため、ラジオ・テレビなどにより気象情報を入手するとともに、本町が行う防災行政無線等による情報の入手に努める。

また、近所に要配慮者が住んでいる場合は、入手情報の伝達など声掛けを行う。

(2) 家財道具等の避難

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域の住民は、以下のような対策を実施し、災害による被害の軽減に対処する。

■浸水対策

- ・ 畳は高い台の上に積み重ねたり、押入の上段を利用する。
- タンスは引き出しを抜き、高いところに置く。
- · 押入の下段のものは上段に移す。
- ・ ガスの元栓を閉め、電源を切る。
- ・ 溝や下水は流れを良くしておく。

(3) 建物家屋の補修

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去・固定及び排水 側溝の清掃等を実施する。

■飛来物対策

- ・ 窓ガラスが割れないように雨戸をしっかり閉めて保護する。
- たるんだ電線はあらかじめ電力会社に連絡しておく。
- 風で折れたりするおそれのある枝や木は切り倒しておく。

(4) 二次的災害の防止対策

町民は、二次災害の発生を防止するため、以下に示す災害予防の実施を図る。

■二次的災害防止活動

- ・ 破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意
- ・ 危険物施設等での配管の破損、危険物の漏洩に対する注意
- ・ 倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立ち入り禁止
- 盗難、事故等の注意

(5) 浸水被害の後始末

台風や集中豪雨により浸水被害を受けた町民は、浸水に伴う危険性を充分に考慮して被災家屋等の後始末を行う。特に、道路冠水により、マンホール、窪地、水路等が不明確なため 転落の可能性があることに十分に注意する。

また、要配慮者に対しては、家財道具の後片付けなどを含め、地域住民が協力して手助けする。

■浸水被害の後始末

- 家の中の水を掃き出すこと。
- ・ 消毒、汲み取りを依頼すること。
- ・ 家中を開け放し、通風を良くして乾燥させ、石灰を散布する。
- ・ 床板、柱等は水洗いし、クレゾール水で拭く。
- 水をかぶった食品は絶対に食べない。
- ・ 衣類を洗濯し、漂白できるものは次亜塩素酸ソーダで漂白する。
- 水につかった畳は腐るので、可能な限り取り替える。
- 消毒薬での手洗いを行う。

5.2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、防災コミュニティの核となり、地域における防災活動で大きな役割を担う。 そのため、自主防災組織は自らの災害対策本部を設置し、本町災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める。

(1) 自主防災組織の動員

自主防災組織の会長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の規模等を考慮した上で、連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼間だけでなく夜間においても必要に応じた人員の確保に努める。

(2) 災害対策本部の設置・運営

災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、自主防災組織の会長は、被害状況 の把握、設置場所の安全性の確認を行い、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の実施責任者は、対策本部長(会長)とし、不在の場合は、副本部長(副会 長、防災部長)とする。

また、災害対策本部を設置した場合は、本町災害対策本部に報告する。

■自主防災組織災害対策本部の設置基準

- ・ 地域で相当規模の被害が予想される場合
- ・ 相当規模の災害が発生し、本町の災害対策本部が設置された場合

(3) 避難区域の治安対策

住民が避難された地域においては無人状態となり、空き巣被害や建築物・工作物の放火・破壊など、治安上の問題がある。避難所の開設に併せて、自主防災組織等は、警察、消防団等と連携した防犯パトロール活動を実施するなど、避難区域の治安を維持するための対策を講ずるものとする。

第6 地区防災計画の策定

地区居住者等に対し、提案手続等の周知及び地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

第2節 情報の収集・伝達

本町域において、風水害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。



第1 情報連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。

1.1 情報連絡系統

1.2 情報連絡通信手段

本事項については 第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 『第1 情報連絡体制』 を準用する。

第2 災害情報の収集・伝達体制

本町は、風水害時には、各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管 業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。



2.1 気象予報·警報等情報【各班共通】

気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、大雨や強風などの気象現象災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、低地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、 実際に危険度が高まっている場所が「キキクル(危険度分布)」等で発表される。なお、大雨 や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔 かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合が ある。

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準並びに伝達系統 は次のとおりである。

(1) 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位(二次細分区域)に区分して発表する。また、 特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域(6地域)を用いることもあ る。

なお、天気予報は一次細分区域(3区域)に区分して発表する。 本町の一時細区分区域は南部、市町村をまとめた地域は南中部に該当する。

■予報、特別警報・警報・注意報の細分区域 北部 北西部 北東部 毛呂山町 鶴ヶ島市 南東部 南中部 さいたま市 南西部 日高市 ふじみ野市 富士見市 秩父地方 南部 平成24年10月1日現在

一次細分区域名	市町村等をまとめた 地域名	二次細分区域名	
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、 吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町	
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、 戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富 士見市、ふじみ野市、 伊奈町 、三芳町、川島町	
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町	
	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市	
北部	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里 町、寄居町	
秩父地方	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町		

(2) 特別警報・警報・注意報の概要

熊谷気象台が発表する特別警報・警報・注意報の概要を以下に示す。

■特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要		
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こる		
付別書報	おそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報		
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ		
	がある場合、その旨を警告して行う予報		
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある		
住息報	場合に、その旨を注意して行う予報		

(3) 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準を以下に示す。

■特別警報・警報・注意報の発表基準(熊谷地方気象台)

玗	見象の種類	基準
44-	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
特別警報	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
報	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹く と予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	大雨	表面雨量指数基準:18
警 報	暴風	平均風速が20m/s
報	暴風雪	平均風速が20m/s、雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ:5cm
	大雨	表面雨量指数基準:9, 土壤雨量指数基準:117
	強風	平均風速が11m/s以上
	風雪	平均風速が11m/s以上、雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ5cm
注	濃霧	視程:100m
注 意 報	雷	落雷等により被害が予想される場合
羊区	乾燥	最小湿度:25%、実効湿度:55%
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
	霜	早霜・晩霜期に最低気温が4℃以下
	低温	夏期:低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温:−6℃以下(熊谷地保父気象台の値)
記録的知	豆時間大雨情報	1時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現している場合

■水防活動の利用に適する警報・注意報の発表基準

水防活動の利用に適合 する警報・注意報	一般の利用に適合 する警報・注意報	基準
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著 しく大きいときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な 災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雪	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに 発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が 発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

- 注)① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれ のある旨を注意して行う予報である。警報等は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対 して発表する。
 - ② 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが 適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運 用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報 等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する ことがある。

■雨に関する埼玉県南部南中部各市町の50年に一度の値一覧

		地 域			504	年に一度の	の値	警報	基準
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SW1	表面雨量指数基準	SW1
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	さいたま市	350	131	225	18	115
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	川越市	408	139	237	15	119
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	川口市	364	149	238	18	121
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	所沢市	416	156	257	15	119
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	狭山市	447	157	259	17	125
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	上尾市	346	125	220	18	114
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	蕨市	369	154	237	18	_
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	戸田市	369	154	237	18	_
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	朝霞市	354	129	228	15	118
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	志木市	363	123	229	15	118
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	和光市	363	141	232	18	118
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	新座市	364	133	234	18	119
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	桶川市	347	122	215	18	111
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	北本市	350	118	207	18	111
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	富士見市	374	127	234	17	118
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	ふじみ野市	401	134	240	18	121
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	伊奈町	331	128	217	18	
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	三芳町	395	140	246	18	120
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	川島町	373	131	218	18	_

注1) 略語の意味は以下のとおり。

R48:48 時間降水量(mm)、R03:3 時間降水量(mm)、SWI:土壤雨量指数 (Soil Water Index)。

- 注2)「50年に一度の値」の欄の値は、令和4年3月時点の値である。各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の 平均値をとったものである。
- 注3) SWI の警報基準の欄の値は令和4年5月時点の値である。「一」となっているのは、基準が設定されていない。
- 注 4) R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注 5) 特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

《参考》

◆「気象庁による気象情報について」

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、 実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

(4) 各種気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

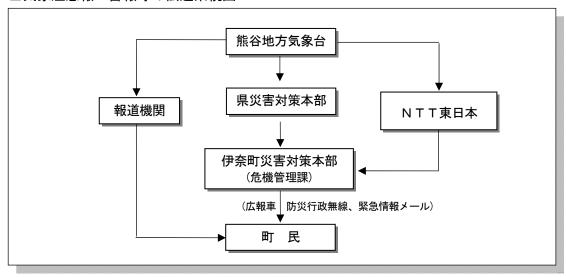
■キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)

種類	概要
浸水キキクル(大雨警報	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方
(浸水害) の危険度分布)	の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 1 時間先までの表面雨量指数の
	予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表さ
	れたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河
危険度分布)	川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km
	ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用
	いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度
	が高まっている場所を面的に確認することができる。
	・「非常に危険」(うす紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル
	4に相当。
	・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル
	3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自
	らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河
	川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予
	測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で
	示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時
	10 分ごとに更新している。

(5) 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。

■気象注意報・警報等の伝達系統図



① 気象情報等の伝達

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、伊奈町地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。 (災対法第56条)特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により町民等へ周知するなどの対応をとるものとする。

② 伝達体制の整備

本町は、伊奈町地域防災計画に気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておくものとする。

(6) 勤務時間外における注意報等の伝達

本町は、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を 整備しておくものとする。

(7) 水防法に定める水防警報、消防法に定める火災警報

① 水防警報

洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を行う旨を発表する。

国土交通大臣が指定した利根川水系及び荒川水系の河川については、関東地方整備局の関係事務所が発表する。

埼玉県知事が指定した河川については、県河川砂防課が発表し、埼玉県水防計画の定める ところにより処置する。

② 火災警報

町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、第5編 第2章 第4節 大規模火災対策計画の定めるところにより処置する。

(8) 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防 災担当者又は本町防災担当課責任者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合などには、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、本町が、高齢者等避難や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

- ・ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している 場合
- ・ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ✓ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ✓ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ✓ 特別警報を解除した場合

(※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。)

(9) 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

「第2編 第3章 第2節 情報の収集・伝達」を準用するほか、次のとおりとする。

■風水害時に収集すべき情報

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 気象警報等、 気象情報	予測される雨量警戒す べき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム(気象庁)・専用回線電話・加入電話、テレビ・ラジオ
(イ) 雨量等の 気象情報の 収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・気象庁アメダス雨量、 降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整 備事務所(県水防情報 システム等)・各雨量 観測実施機関 ・本町、消防独自の雨量 観測所 ・県河川砂防課 ・県工整備事務所(県水 防情報システム等) ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	・災害オペレーション 支援システム・伊奈町防災行政無線・消防無線・加入電話・水防無線
(ウ) 危害危険箇 所等の情報 の収集	河川周辺地域における 発災危険状況 ・河川のはん濫 (溢水、決壊)の 予想される時期 ・箇所	異常の覚知 後即時	・本町、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・伊奈町防災行政無線・消防無線・加入電話・専用回線電話・アマチュア無線
(エ) 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等) ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者・避難所勤務要員・消防・警察・自主防災組織	・伊奈町防災行政無線・消防無線・加入電話・アマチュア無線

■発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段·経路等
(7)	・河川のはん濫状況(溢	発災状況の覚	・本町、消防機関等の	・災害オペレーション
発災情報	水、決壊箇所、時期等)	知後即時	警戒員	支援システム
	浸水区域、浸水高及びそ		警察	·伊奈町防災行政無線
	の拡大減衰傾向		・各公共施設の管理者等	・消防無線
	・内陸滞水・高潮による		・自主防災組織、住民	・加入電話
	浸水状況			• 専用回線電話
	・発災による物的・人的		(被災現場や災害危険	• 警察無線
	被害に関する情報		箇所等を中心とする警	アマチュア無線
			戒区域毎に)	•災害応急復旧用無線
	(特に死者・負傷者等			電話(TZ41 等)
	人的被害及び発災の			• 孤立防止無線
	予想される事態に関			
	する情報)			
	・ライフラインの被災状	各ライフラ	・各ライフライン関係	・加入電話
	況応急対策の障害となる	イン関係機関	機関	• 専用回線電話
	各道路、橋りょう、鉄道、			•災害応急復旧用無線
	電気、水道、ガス、電話、			電話
	通信施設等の被災状況			
(1)	発災段階の避難実施状	被災後、被害	・避難所管理者、勤務	・加入電話
住民の動向	況(避難実施区域、避	状況が把握さ	要員	• 専用回線電話
	難人数、避難所等)・先	れた後	・消防・警察	•災害応急復旧用無線
	行雨量		・自主防災組織	電話
	・他区域の降雨状況			
	・時間雨量の変化			
	・河川水位・流量等の時			
	間変化			
	・内陸滞水の状況			

2.2 水防情報【総括班、土木班】

(1) 洪水予報及び水防警報

水防法(昭和 24 年法律第 193 号)及び気象業務法に基づく洪水予報は、県内を 3 区域 6 地域に細分して熊谷地方気象台が発表するものと、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表するものとがある。

水防警報は、洪水等によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することとなっている。以上のうち、本町に関係あるものは、次のとおりである。

① 国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報

■洪水予報の種類

分類	種類	解説
注意報	はん濫 注意情報	はん濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	はん濫 警戒情報	はん濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水 位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の 参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
警報	はん濫 危険情報	はん濫危険水位に到達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつはん濫が発生してもおかしくない状況、避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	はん濫 発生情報	はん濫が発生したとき、はん濫が継続しているときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をと る必要があることを示す警戒レベル5に相当。

■洪水予報を行う河川(水防法 10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項)

予報区名	河川名	区域		基準水位 観測所	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原地先から 海(旧川を除く)まで	熊谷	3, 00	3, 50	5, 00	5, 50
וישונ	וישוג	右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古 沢地先から海(旧川を除く)まで	RR/II	5.00	5. 50	5.00	5. 50
利根川上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地 先から茨城県猿島郡境町字北野1920 番地先まで	八斗島	0.80	1.90	3.90	4. 80
上(元音)		右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉 前70番6地先から江戸川分派点まで	栗橋	2. 70	5. 00	6. 90	8.80

② 水位の種類

種類	内容	左記に伴う 水防活動
水防団	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。	待機
待機水位	同法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備を行うための水位。	準備等
はん濫 注意水位	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準 備に入る水位。	準備 出動等
避難判断 水位	高齢者等避難の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水 位。 水位周知河川においては水防法第13条第2項の「特別警戒水位」に対応 する水位。	_
はん濫 危険水位	避難指示の発令判断の目安であり、水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「はん濫の恐れが生じる水位」であり、洪水警報の発表において用いられる。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動体制を強化する水位。	出動 指示等

その他の事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達

第2 災害情報の収集・伝達体制

『2.4 火災情報』

『2.5 人的被害情報』

『2.6 一般建築物被害情報』

『2.7 公共土木・建築施設被害情報』

『2.8 ライフライン被害情報』

『2.9 交通施設被害情報』

『2.10 その他の被害情報』

『2.11 被害調査の報告』 を準用する。

第3 町民への広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の町民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、「広報班」は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。



本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達

『第3 町民への広報活動』 を準用する。

第4 町民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、 関係各部・各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外 国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

4.1 各種相談窓口の設置

4.2 相談の内容

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達

『第4 町民の各種相談窓口』 を準用する。

第5 報道機関への情報提供

被災地の町民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

5.1 災害情報の提供

5.2 災害情報の報道依頼

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達

『第5 報道機関への情報提供』 を準用する。

第6 異常な現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

6.1 発見者の通報

6.2 町長の通報及びその方法

6.1 発見者の通報【各班共通】

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。(同条第3項)

6.2 町長の通報及びその方法【総括班】

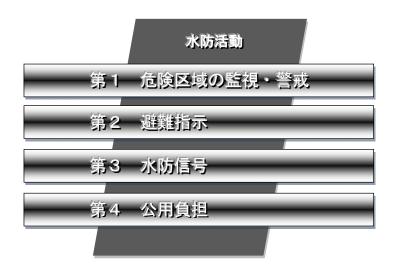
前項の通報を受けた町長は、伊奈町地域防災計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。気象庁機関である熊谷地方気象台へ通報する。

■気象庁(熊谷地方気象台)に伝達する事項

- ・ 気象に関する事項 著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹(ひょう)等
- ・ 地震・火山に関する事項
 - ✓ 火山関係噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
 - ✓ 地震関係 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第3節 水防活動

本町は、気象状況等から本町の区域内に浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。



第1 危険区域の監視・警戒

1.1 水防に関する活動体制 1.2 活動内容

1.1 水防に関する活動体制【土木班、消防団】

本町は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、 以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

本町の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

■水防組織

- ・ 水防組織の統轄は、水防管理者である町長が行う。
- ・ 水防の実務は、「土木課」及び「消防団」が行う。
- ・ 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

■配備基準

- ・ 管内に、「第3編 第3章 1節 1 1.1 活動体制及び配備基準」に定める活動体制の警戒 体制に相当する警報が発令されたとき。
- ・ 大雨等により町内を流れる幹線水路の水量が増加し洪水等の被害が予想されるとき。
- 県水防本部から指示があったとき又は町長が必要と認めたとき。

1.2 活動内容【土木班、消防団】

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

■活動内容

- ・ 幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、 必要な措置を求めること。
- ・ 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。
- ・ 幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施 設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。
- ・ 巡視に当たっては、北本県土整備事務所と緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

第2 避難指示

避難指示は、人命又は身体の保護のため、できる限り迅速かつ効果的に実施するものとする。



2.1 活動体制【本部事務局、土木班、上尾市消防本部、警察署、自衛隊】

本部長は、住民等の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難指示を発令する。

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である本部長を中心として、相互に連携をとり実施する。

広報活動の実務は、「本部事務局」が県・報道機関に伝達し、防災行政無線、広報車等を用いて実施する。

■避難指示等の実施責任者とその要件等

実施責任者	指示・警告・命令を行う要件	根拠法令
本部長(町長) (町長が事務を行うことが できない場合は知事)	火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は 発生するおそれがあり、住民の生命、身体に 危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住 民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き 先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措 置の指示を行う。	災対法第60条
警察官	災害の発生により、住民の生命、身体に危険 を及ぼすおそれがある場合において、町長も しくはその権限を代行する本町の吏員が指 示できないと認めるとき、又は町長から要求 があったとき、もしくは住民の生命、身体に 危険が切迫していると自ら認めるときは、直 ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示す る。	災対法第61条 警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察 官がその場にいないときは、危険な場所にい る住民に避難の指示をする。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた 県職員(応急復旧部)、	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法 第25条
水防管理者	火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は 発生するおそれがあり、住民の生命、身体に 危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住 民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き 先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措 置の指示を行う。	水防法第29条
消防吏員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガス の拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫し ていると認めるとき	消防法第23条の2

ただし、災害の発生により本町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、埼玉県知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を本部長に代わって実施しなければならない。

2.2 警戒区域の設定【本部事務局、土木班、上尾市消防本部、警察署、自衛隊】

本部長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、本町職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、本町職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。

ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内容	根拠法令
本部長(町長)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要がある と認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者 以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、 又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同 様の措置をとることができる。	水防法第14条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	本部長若しくはその委任を受けた本部長の職権を行う本町職員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第63条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を本部長等に通知しなければならない。	災対法第63条 水防法第14条
災害の派遣を命 じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、本部長又は本部長の権限を行うことがで きる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第63条
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2

2.3 避難指示等の発令基準及び伝達方法【本部事務局、土木班】

(1) 避難指示等の発令基準

本町に対する水防情報としては、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する荒川に係る洪水予報が北本県土整備事務所を介して伝達される。

そのため、避難指示等の発令に際しては、伝達された洪水予報等を参考にして次の基準及び方法により住民等に伝達する。

■避難指示の発令基準

区分	発令基準
	1. 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され避難を要すると判断されるとき。
避難指示	2. 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり避難を要すると判断されるとき。
	3. 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
	4. 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
	5. 火災が拡大するおそれがあるとき。

避難の指示は、以下の内容を明示して行う。

■避難指示の内容

- 要避難対象地域
- ・ 立退き先
- 避難先及び避難経路
- 避難理由
- 避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、本町は住民等への周知徹底に努める。

(2) 避難指示の伝達内容と伝達方法

町民に対し、避難指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性をわかり やすい文案で的確かつ確実に伝わるよう配慮する。

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる町民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

なお、避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。

■避難指示の伝達内容と伝達方法

区分	伝達内容	伝達方法
避難指示	要避難対象地域立退き先避難先及び避難経路避難理由避難時の留意事項	 サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、 消防機関、水防団体による周知及びラジ オ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして 迅速な徹底を図るものとする。 できるだけ民心を恐怖状態におちいらせ ないようにするとともに火災の予防につ いても警告するものとする。

■災害の発生状況に関する情報

- ・河川がはん濫する等の災害が発生したこと 発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。
- ・災害の拡大についての今後の見通し

■災害への対応を指示する情報

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

(3) 町長による避難情報の発令

町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発 令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日 没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

■避難情報の発令

種別	発令時の状況	町民に求める行動			
【警戒レベル3】	・要配慮者等、特に避難行動に時間を	【危険な場所から高齢者等避難】			
高齢者等避難	要する者が避難行動を開始しなけれ	・避難に時間のかかる要配慮者とその			
	ばならない段階であり、災害の発生	支援者は危険な場所から避難(立退			
	する可能性が高まった状況	き避難 又は屋内安全確保)する。			
		・その他の人は立退き避難の準備を整			
		えるとともに、以後の防災気象情報、			
		水位情報等に注意を払い、自発的に			
		避難を開始することが望ましい。ま			
		たハザードマップやマイ・タイムラ			
		イン等により屋内で身の安全を確保			
		できることを確認できた場合は、自			
		らの判断で屋内安全確保の準備をす			
		る。			
		・急激な水位上昇のおそれがある河川			
		沿いでは、準備が整い次第、当該災			
		害に対応した避難(指定緊急避難場			
		所へ立退き避難または屋内安全確			
		保)をすることが強く望まれる。			
【警戒レベル4】	・通常の避難行動ができる者が避難行	【危険な場所から全員避難】			
避難指示	動を開始しなければならない段階で	・指定緊急避難場所等への立退き避難			
	あり、災害の発生する可能性が明ら	を基本とする避難行動をとる。			
	かに高まった状況	・予想される災害に対応した指定緊急			
		避難場所へ速やかに立退き避難す			
		る。			
		・指定緊急避難場所への立退き避難は			
		かえって命に危険を及ぼしかねない			
		と自ら判断する場合には、近隣の安			
		全な場所への立退き避難を行う。			
		・平時からハザードマップやマイ・タ			

種別	発令時の状況	町民に求める行動
		イムライン等により屋内で身の安全
		を確保できることを確認できている
		場合は、自らの判断で屋内安全確保
		を行う。
【警戒レベル5】	・災害発生(※1)又は切迫(※2)し	【緊急安全確保】
緊急安全確保	ている状況	・災害が発生又は切迫し、命の危険が
	※1 堤防の決壊により河川のはん濫発生	ある状況となっており、緊急に身の安
	※2 災害の切迫水位の推定値等から河	全を確保する。
	川がはん濫している可能性がある	・指定緊急避難場所への立退き避難が
	と判断できる場合	かえって危険となるため「近くの堅固
		な建物への退避」や、少しでも命が助
		かる可能性の高い避難行動として、「屋
		内安全確保」へと行動変容する。
		・災害が発生・切迫している状況本町
		が確実に把握できるとは限らないの
		で、必ず発令される情報ではない。し
		たがって、居住者等は平時からハザー
		ドマップやマイ・タイムライン等を確
		認し、近隣の災害リスクと警戒レベル
		5 緊急安全確保が発令された際に取る
		べき行動を検討する。

2.4 関係機関の相互連絡【本部事務局】

本町が避難の措置を実施した場合は、県、警察本部、自衛隊にその内容について報告するとともに報道機関に情報提供しなければならない。

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

■避難の措置を実施した場合の県等への報告事項

- 災害の様態及び被害の状況
- ・避難対象地域、住民数
- ・勧告指示を発した日時
- 避難所

2.5 避難誘導【避難支援班、消防団】

(1) 本町の役割

避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案 内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置す るものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

なお、これらの内容は、あらかじめ住民に周知しておくものとする。

■避難誘導の方法

- ・ 避難誘導は、「避難支援班」が、上尾市消防本部、警察、消防団員、区及び自主防災組織 等の避難支援等関係者の協力を得て実施するものとする。
- ・ 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を用いて情報を共有し、避難行動要支援者の 安否確認及び誘導を行う。
- ・ 避難行動要支援者に対しては、状況により適当な場所に集合のうえ、車両等により輸送する。
- ・ 誘導者は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所 を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り 等を実施する。
- ・ 誘導に当たっては、できるだけ区単位の集団避難を行うものとする。
- ・ 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

■避難順位

- ① 要介護者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、乳 幼児、妊産婦等の避難行動要支援者とその介護者
- ② 一般町民
- ③ 防災従事者

2.6 自衛隊に対する出動要請【本部事務局】

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、町内において発生する各種の災害に際し、町民の生命財産を保護するため、本部長は知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第3 水防信号

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動に当たらせる。

「本部事務局」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

■水防法(昭和24年法律第193号)第13条に基づく水防信号

— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
信号	サイレン信号 (●は休止)	事項						
第1信号	5秒 5秒 ●—15秒 ●—15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの						
第2信号	5秒 5秒 ●—6秒 ●—6秒	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知 らせるもの						
第3信号	10秒 10秒 ●—5秒 ●—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの						
第4信号	1分 1分 ●—5秒 ●—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退 きを指示するもの						

- 備考) 1. 信号は、適宜の時期継続するものとする。
 - 2. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第4 公用負担

水防法第 28 条 (公用負担) の規定により、水防のため緊急の必要があるとき、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

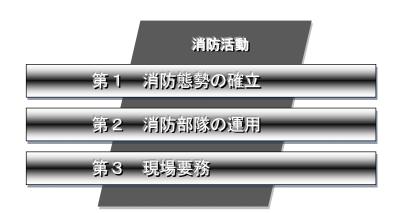
■公用負担の行使

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木、その他資材の使用
- ・車両、その他運搬具又は器具の使用
- ・工作物、その他障害物の処分
- 備考)1.公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示 しなければならない。
 - 2. 本町は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第4節 消防活動

大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。このことから本町は、「上尾市消防本部」と連携して、風水害から町民の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動態勢や災害応急対策の確立が必要である。

災害時における消防活動態勢の計画を以下に定める。



第1 消防態勢の確立

本町は、大規模な風水害が発生した時は、上尾市消防本部と連携して、速やかに活動態勢の確立を図るものとする。

第2 消防部隊の運用

風水害時の消防部隊の運用は、上尾市消防本部が定めるところによるものとする。

第3 現場要務

風水害時の現場要務は、関係機関と連携しながら適切に対処するものとする。

第5節 救援・救護活動

災害時には被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。

救援・救護活動に係る計画を以下に示す。

	救援・救護活動
第1	人命救助活動
第2	避難対策
第3	要配慮者への支援
第4	医療救護
第5	防疫及び保健衛生
第6	応急給水
第7	食料・生活必需品の供給
第8	住宅の確保
第9	遺体の取扱い
第10	要員の確保

第1 人命救助活動

災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、捜索を行い、救助し、保護を図る。

1.1 安否確認
1.2 捜索活動

本事項については 第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画 第4節 救援・救護活動 『第1 人命救助活動』 を準用する。

第2 避難対策

災害時に危険区域にある町民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。



2.1 避難指示

国土交通省による荒川浸水想定区域図及び利根川浸水想定区域図並びに埼玉県による中川流域水害リスク情報図を参考に、本町における浸水人口を想定した結果は、以下のとおりである。 これによると、本町における浸水は、栄ブロックの全域に広がる。

また、大針ブロックの細田山、小針ブロックの小針内宿及び本ブロックの南本では地区の約半数の住民が浸水する。その結果、床上浸水被害が18,338人、床下浸水被害が1,768人に及ぶと予測される。それに対して、光ヶ丘、中央、若榎、の各地区は浸水しないと予測される。

■浸水区域人口

防災ブロッ	ᄼᅩᆉᅜ	総人口	浸水区域人口						
ク	行政区	(人)	合計(人)	割合(%)	床下浸水(人)	床上浸水(人)			
大針	大針	3, 929	1, 400	35. 6	58	1, 342			
	細田山	990	150	15. 2	43	107			
	学園中央	799	575	72.0	491	84			
	羽貫	4, 511	1, 236	27. 4	144	1, 092			
小針	小針新宿	4, 041	3	0. 1	1	2			
/1/亚	小針内宿	7, 395	4, 607	62.3	564	4, 043			
	光ヶ丘	262	0	0.0	0	0			
	志久	1, 358	2	0.2	2	1			
本	南本	2, 887	1, 560	54.0	97	1, 463			
	北本	1, 967	644	32.8	77	567			
th th	小貝戸	3, 266	1, 445	44. 2	44	1, 401			
中央	中央	850	0	0.0	0	0			
	柴中荻	1, 554	6	0.4	3	3			
柴中荻	若榎	1, 114	0	0.0	0	0			
	大山	4	1	14.8	0	0			
+	丸山	1, 017	300	29. 5	25	275			
丸山	下郷	1,618	731	45. 2	206	525			
	下郷	204	204	100.0	0	204			
	栄南	1, 556	1, 556	100.0	2	1, 556			
	栄中央	1, 895	1, 895	100.0	1	1, 895			
栄	栄北	2, 485	2, 485	100.0	11	2, 475			
	綾瀬東	598	585	97. 9	0	585			
	綾瀬南	366	362	98.8	0	362			
	綾瀬北	355	355	100.0	0	355			
合	計	45, 021	20, 103	37. 4	1, 768	18, 338			

注1)総人口は、住民基本台帳(外国人を含む、令和4年4月1日現在)による。

注2) 四捨五人の関係により合計の人数が合わない場合がある。

参考)「浸水区域人口」は、「伊奈町防災マップ(令和5年4月)」を基に、現在の建物情報(都市計画区域図: 平成28年6月)と地区別人口(住民基本台帳:令和4年4月1日現在)に更新して算出

その他の事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

第2 避難対策を準用する。

2.2 避難所の開設

大規模な水害が発生すると、本町の避難所のなかには浸水被害により利用ができない避難所が発生する。そのため、利用可能な避難所は以下のとおりである。

■浸水想定区域外に位置する避難所の収容能力

[令和4年8月1日現在]

防災 地区 ブロック	π + ‹‹‹	n+	収容可能人数(人)								
	施設名	体育館		普通教室			合計				
	7677		施設別	ブロック	地区	施設別	ブロック	地区	施設別	ブロック	地区
北部	小針	小針小学校	600	600	600	510	510	510	1, 100	1, 100	1, 100
	小室小学校	360	360		650	650		1, 100	1, 100		
中部	本	伊奈中学校	490	490	2 040	350	350	1,540	840	840	4 570
中部中央集中获	国際学院高等学校	1,720	2, 090	2,940	540	540	1, 540	2, 260	2,630	4, 570	
	日本薬科大学	370			_	540		370			
南部 丸山 栄	南中学校	520	520 450	970	220	220	220	740	740	1, 190	
	栄北高等学校	450			_	_		450	450		
合 計		4, 510	4, 510	4,510	2, 270	2, 270	2, 270	6,860	6,860	6,860	

- 注1) 避難所の収容者数は、体育館及び普通教室面積の75%を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2㎡として推定した。
- 注2) 丸山、栄の「人口」は家屋棟数比から算出した推定値である。

「避難所の運営」「避難所の縮小・閉鎖」「広域避難」

「広域一時滞在」については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第2 避難対策』 を準用する。

第3 要配慮者への支援

本町は、避難行動要支援者への避難支援プランに従い、区及び自主防災組織等と協力して、 災害時に避難情報の確認が困難であったり、自ら避難が困難であったり、避難所生活での困窮 など、様々なハンディキャップを有する要配慮者の安全を確保する。 3.1 避難行動要支援者等の避難支援
3.2 避難生活における要配慮者支援
3.3 社会福祉施設入所者の安全確保
3.4 在住外国人の安全確保

3.1 避難行動要支援者等の避難支援【総括班、避難支援班】

本町は、気象情報や水防情報などから浸水想定区域内に居住する高齢者や障がい者等の避難 行動要支援者の避難が必要と判断した場合、防災行政無線(固定系)のほかサイレン、広報車 等を用いて避難準備情報を伝達する。

また、避難行動要支援者名簿情報を共有した消防機関、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの避難支援等関係者は、避難準備情報の発令とともに避難行動要支援者に対する避難の支援活動を開始する。

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

第3 要配慮者への支援

『 3.1 避難行動要支援者等の避難支援』

を準用する。

3.2 避難生活における要配慮者支援【避難支援班】

本町は、避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

第3 要配慮者への支援

『 3.2 避難生活における要配慮者支援 』

を準用する。

3.3 社会福祉施設入所者の安全確保【避難支援班、総括班】

「総括班(危機管理課)」は、「要配慮者避難確保アクションプログラム」に従い、浸水想定 区域内にある社会福祉施設などの要配慮者関連施設に対して避難準備情報等の避難情報をファクシミリを用いて伝達する。

避難準備情報を受信した各施設は、迅速に入所している避難行動要支援者を計画された避難 所へ避難誘導する。

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

第3 要配慮者への支援

『 3.3 社会福祉施設入所者の安全確保 』

を準用する。

3.4 在住外国人の安全確保【総括班】

言葉の支障により、災害時に必要な情報を得にくい在住外国人の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

第3 要配慮者への支援

『 3.4 在住外国人の安全確保 』

を準用する。

第4 医療救護

本町は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療及び助産の途を失った場合は、 応急的に医療を施し、助産の処置を行い、罹災者の保護の万全を図る。

4.1 医療情報の収集・伝達4.2 初動医療体制4.3 負傷者等の搬送体制4.4 後方医療体制

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第4 医療救護』 を準用する。

第5 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

5.1 防疫活動
5.2 保健衛生活動
5.3 動物愛護

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『 第5 防疫及び保健衛生』 を準用する。

第6 応急給水

本町は、災害に伴い飲料水の供給が途絶えた場合又は汚染等により飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対 策活動を実施する

6.1 給水需要の把握6.2 給水方針の決定6.3 給水の実施6.4 給水施設の応急復旧

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第6 応急給水』 を準用する。

第7 食料・生活必需品の供給

災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、 被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

- 7.1 緊急食料供給体制の確立
- 7.2 緊急生活必需品供給体制の確立

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第7 食料・生活必需品の供給』 を準用する。

第8 住宅の確保

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で住宅の再建あるいは応急修理ができない罹災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

8.1 危険度判定の実施 8.2 応急仮設住宅の設置 8.3 公的住宅等の利用 8.4 被災住宅の応急修理

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第8 住宅の確保』 を準用する。

第9 遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処置及び埋・火葬は、以下に示すように本部長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処置についても本部長が行う。

なお、本町のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。



本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第9 遺体の取扱い』 を準用する。

第10 要員の確保

災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、さいたま公共職業安定所 を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第10 要員の確保』 を準用する。

第6節 都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、風水害により被災した場合、 都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関 においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。



第1 公共施設

道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が大規模災害により被災した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して、迅速な応急、復旧対策を実施し災害応急対策の実行に万全を図る。



本事項については 第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画 第5節 都市施設の応急対策 『第1 公共施設』 を準用する。

第2 ライフライン

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、本町及び各事業所は相互に 連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。



本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第5節 都市施設の応急対策

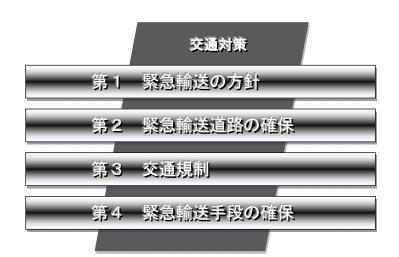
『第2 ライフライン』を準用する。

第7節 交通対策

大規模災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通対策に係る計画を以下に示す。



第1 緊急輸送の方針

 1.1 目標

 1.2 基本方針

 1.3 輸送対象

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第6節 交通対策

『第1 緊急輸送の方針』 を準用する。

第2 緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を、制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の 道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

- 2.1 道路の被害状況の把握
- 2.2 交通障害物の除去
- 2.3 除去作業上の留意事項

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第6節 交通対策

『第2 緊急輸送道路の確保』 を準用する。

第3 交通規制

災害時の町民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路 法、道路交通法及び災害対策基本法に基づいて交通規制を実施する。

- 3.1 発災直後の交通規制の実施要領
- 3.2 交通規制の方法
- 3.3 交通規制の実施時期と法適用
- 3.4 交通規制の法的根拠

本事項については

第2編 震災対策計画

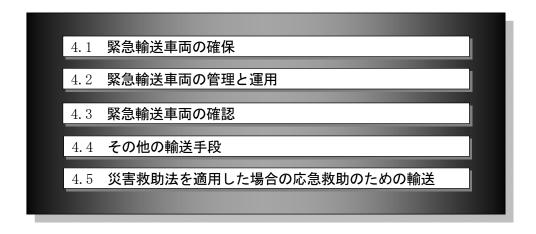
第3章 震災応急対策計画

第6節 交通対策

『第3 交通規制』 を準用する。

第4 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに罹災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。



本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第6節 交通対策

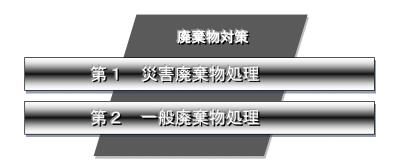
『第4 緊急輸送手段の確保』 を準用する。

第8節 廃棄物対策

洪水により浸水被害を受けた場合、水が引いた後には多量の障害物やごみが排出される等、生活を営む上で様々な面で不都合が生じる。

本町は、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を迅速に行い、 もって被災地の環境の保全を図る。

廃物物対策に係る計画を以下に示す。



第 1 災害廃棄物処理

大規模災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、本町は、関係機関 と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

> 1.1 住宅関係障害物の除去 1.2 災害廃棄物の処理

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第7節 廃棄物対策

『第1 災害廃棄物処理』 を準用する。

第2 一般廃棄物処理

大規模災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴う し尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

 2.1 ごみ処理活動

 2.2 し尿処理活動

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

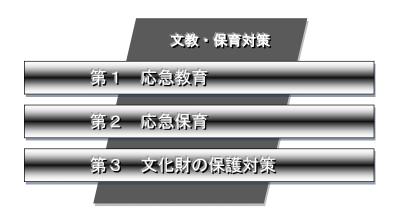
第7節 廃棄物対策

『第2 一般廃棄物処理』 を準用する。

第9節 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「教育部」及び 私立学校設置者、並びに「救援部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保すると ともに、応急教育の実施を図るものとする。

本町の教育福祉対策に係る計画を以下に示す。



第1 応急教育

災害時に児童・生徒の安全を確保し、また、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、本町は、関係機関の協力を得て教育の早期再開を図るため、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

 1.1 児童・生徒の安否確認

 1.2 学校施設の応急復旧

 1.3 応急教育の実施

 1.4 教材・学用品の調達・支給

本事項については 第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画 第8節 文教・保育対策 『第1 応急教育』 を準用する。

第2 応急保育

福祉施設や保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

2.1 福祉施設の応急措置2.2 保育所の応急保育2.3 放課後児童クラブの措置2.4 要保護児童の応急保育

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第8節 文教・保育対策

『第2 応急保育』 を準用する。

第3 文化財の保護対策

「教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に風水害による被害が生じた場合には、次の措置を 迅速かつ的確に実施する。

- 3.1 情報の収集・伝達
- 3.2 収蔵・保管施設の応急対策
- 3.3 文化財の応急対策

本事項については

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第8節 文教・保育対策

『第3 文化財の保護対策』 を準用する。

第4章 風水害復旧·復興対策計画

災害復旧対策計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るものである。

第4章 風水害復旧,復興対策計画

第1節 公共施設の復旧・復興計画

第2節 民生安定のための措置

第3節 激甚災害の指定

第1節 公共施設の復日・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図るものである。

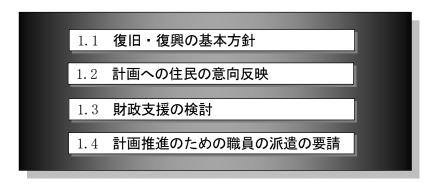
なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。



第1 復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・ 復興を図る。



本事項については

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧・復興対策計画

第1節 公共施設の復旧・復興計画

『 第 1 復旧・復興計画の方針 』 を準用する。

第2 復旧・復興計画の推進

復旧計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。

 2.1 復旧事業実施体制

 2.2 復旧事業計画の作成

 2.3 復興計画の作成

本事項については

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧・復興対策計画

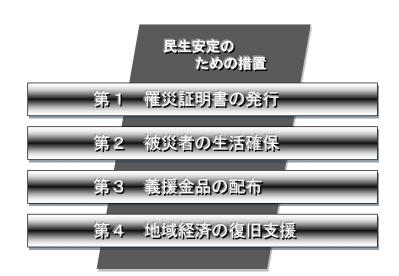
第1節 公共施設の復旧・復興計画

『第2 復旧・復興計画の推進』 を準用する。

第2節 民生安定のための措置

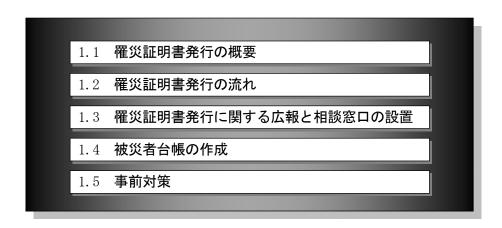
大規模な風水害により、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。



第1 罹災証明書の発行

罹災証明は、町税の減免を実施するに当って必要とされる家屋の被害程度について、地方自 治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、 町長が確認できる程度の被害について証明する。



本事項については

第2編 震災対策計画

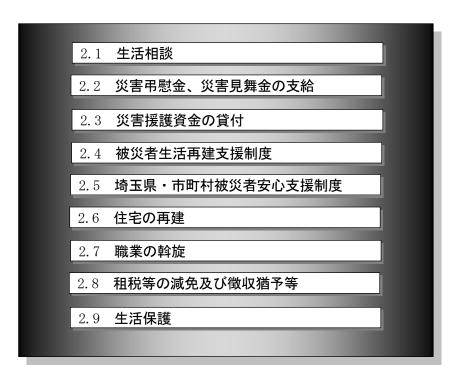
第4章 震災復旧·復興対策計画

第2節 民生安定のための措置

『第1 罹災証明書の発行』 を準用する。

第2 被災者の生活確保

風水害により被害を受けた町民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。



本事項については

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧·復興対策計画

第2節 民生安定のための措置

『第2 被災者の生活確保』 を準用する。

第3 義援金品の配布

本町は、関係機関の協力を得ながら、被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け 入れ体制を確保する。また、配分委員会を組織し十分に協議のうえ、配分計画を定める。

3.1 受付窓口の開設

3.2 **受付·募集**

本事項については

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧·復興対策計画

第2節 民生安定のための措置

『第3 義援金品の配布』 を準用する。

第4 地域経済の復旧支援

風水害により被害を受けた中小企業者及び農林業者等の復旧に資するため、町及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者及び農林業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

- 4.1 農林業関係融資
- 4.2 中小企業関係融資

本事項については

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧・復興対策計画

第2節 民生安定のための措置

『第4 地域経済の復旧支援』 を準用する。

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法」(昭和 37 年法律第 150 号)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

激甚災害の指定

第1 激甚災害の指定手続き

本事項については

第2編 震災対策計画 第4章 震災復旧・復興対策計画 『第3節 激甚災害の指定』 を準用する。